

令和2年八郎潟町議会12月定例会 会議録

第1日目 令和2年12月8日(火)

- 議長 村井 剛 おはようございます。
ただいまの出席議員は1人欠員の11名であります。
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会12月定例会は成立いたしました。
これより、12月定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。
日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第127条の規定により議長より指名いたします。10番 金一義君、11番 伊藤秋雄君を指名いたします。
日程第2、会期の決定については、議会運営委員長 柳田裕平君の報告を求めます。
- 議会運営委員長 柳田裕平 おはようございます。私から、12月定例会の日程・運営等について、審議いたしました、当議会運営委員会の審議経過と結果についてご報告いたします。
去る11月24日、午前9時30分から第一委員会室において、当局より町長、総務課長が出席し12月定例会の日程について、また、12月1日、午前10時から第一委員会室において、当局より副町長、総務課長が出席し議案等について委員会が開かれました。
今回の定例会の議案等は、条例の一部改正及び制定関係議案が5件、補正予算関係議案が4件、秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についてが1件、人事案件議案1件、諮問が1件であります。
陳情は、5件で、一般質問者は6名となっております。
今定例会の日程は、皆様に配布した資料のとおりであります。初日が議長の諸般報告、町長の行政報告、議案の上程、提案理由の説明・質疑、陳情についてなどを行い、各常任委員会に付託することといたします。
2日目は一般質問を行い、終わり次第、各常任委員会に入っております。
最終日は、午後3時から、各常任委員会に付託された議案等について、委員長報告のあとと討論・採決を行います。
以上のとおり、今定例会の会期は、皆様に配布した資料のとおり、本日から11日までの4日間で行うことにしております。
よろしくご理解を賜り、ご協力くださいますようお願い申し上げます、議会運営委員会のご報告といたします。
ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
- 議長 村井 剛 本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から11日までの4日間と決定して、ご異議ございませんでしょうか。
(異議なしの声あり)
- 議長 村井 剛 ご異議なしと認め、そのように決定しました。
答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります
日程第3、議長の諸般報告に入ります。この報告は、令和2年9月定例会最終日より本定例会までの報告事項について印刷し、皆様のお手元に配布しておりますが、その報告書をもって報告にかえさせていただきたいと思っておりますが、そのように取り計らってご異議ございませんでしょうか。
(異議なしの声あり)
- 議長 村井 剛 ご異議なしと認めます。
以上で議長の諸般報告を終わります。
日程第4、これより町長の行政報告を求めます。
- 町長 畠山菊夫 (町長の行政報告 別紙のとおり)
- 議長 村井 剛 これより、町長の行政報告に対する質問を行います。
確認の意味で申し上げますが、行政報告以外の事項に対する質問、並びに9日の一般質問と重複する質問は控えてくださるよう、また一人一問程度で簡潔にお願いいたします。質問のある方は挙手してください。はい、2番 柳田議員。
- 2番 柳田裕平 私からちょっと確認の質問なんですが、選挙管理委員会のことをちょっとお聞きした

いんですが、この本日の資料の1ページから4ページにある定例会報告資料、町行事一覧表の中で、実は選挙管理委員会が開かれたという証拠が一つも載っていないです。

ちょっと私も気になりましたので、今年の3月定例会から一応全部通して見たんですが、この中にも一つも載っていなかったのも、もしかしたら載せてない理由が何かあるのかなということでもちょっと、関連して実はこれ10月16日のさきがけ新聞なんですが、町長選挙の後の記事を取り上げた新聞記事が載っておりました。

このタイトルで投票所をはちパルに変更、期日前浸透、5割超というタイトルで出た記事なんですが、その最後のところに町選挙管理委員会事務局は、状況が大きく変わらない限り、当日の投票所の増設は難しい、送迎サービスは高齢者の安全安心につながる利点もあり、いっそうの浸透を図りたいというのがあるんですが、この中で状況が大きく変わらない限り、当日の投票所の増設は難しいというこういう談話が載っているんでこれ非常に大事なところで、この後の考え方としてどのような状況になった時に、こういう風なことが考えられるのか、そこら辺ははっきりしてもらわないと我々も町民もちょっと知らないままではということになってしまうので、もし答弁できるのであれば事務局の総務課長でも、一つお答え願いたいと思います。

議長 村井 剛 はい、小野総務課長。

総務課長 小野良幸 ただいまのご質問でございます。一つ目の町行事一覧の掲載につきましては、特別意図はございませんで単なる失念でございます。すいません。今後、載せて参ります。

それから二つ目の投票所の件でございますが、状況が大きく変わらない限りと言う意味でございますが、現在はちパルで期日前投票を行っております。この場所をはちパルにしてからもう何回か期日前行っておりますが、回を負うごとに投票率は上がってきております。

それと当日の投票率、全体の投票率になりますけども、それらを合わせて考えながら全体の投票率が大きく下がらない場合においては、現在のはちパルで期日前を行いたいという意味でございます。

高齢者の投票所の足につきましては、新聞にも掲載しております通り丁寧な送迎を職員で実施したいと考えております。以上です。

2番 柳田裕平 関連して、この後2月に町会議員の選挙を行います。この選挙も非常に大事な町にとっては大事な選挙でございますので、どうかその結果も見て慎重な判断をしていただきたい、と言うことを申し上げておきます。以上です。

議長 村井 剛 他にございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、これにて町長の行政報告に対する質問を終わります。
次に、日程第5、議案第60号から日程第14、議案第69号までの10議案について各常任委員会に付託する関係で一括上程したいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。
議事日程については、配布している日程表のとおりであります。
提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 本日提出いたします議案の概要について、ご説明申し上げます。

はじめに、会議日程資料6ページをご覧ください。

議案第60号 八郎瀉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)が令和2年9月4日に公布され、国民健康保険税の改正部分については、令和3年1月1日から施行されることに伴い、国民健康保険税の減額の基準について、基礎控除額相当分の基準額を引き上げる等の改正が必要になったため、本条例を改正するものでございます。

主な内容は、国民健康保険税の減額に伴う軽減基準額を改めたことのほか、公的年金等を受けた者が対象になる条件を設定したこととあります。

なお、本条例は、令和3年1月1日から施行することとしております。

次に、11ページをご覧ください。

議案第6 1号 八郎潟町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正が平成30年4月1日に、子ども・子育て支援法の一部改正が令和2年9月10日に施行されたことに伴い、同法を引用している本条例について、所要の規定の整備を図る必要があるため、本条例を改正するものでございます。
主な内容は、特定地域型保育事業及び認定こども園の定義条項を、それぞれの一部改正における規定条項に改めたこととあります。
なお、本条例は、公布の日から施行することとしております。

次に、13ページをご覧ください。

議案第6 2号 八郎潟町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令が令和2年6月5日に公布され、令和3年4月1日に施行されることに伴い、指定居宅介護支援事業所の管理者要件を見直すとともに、所要の規定の整備を図る必要があるため、本条例を改正するものであります。
主な内容は、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合には、介護支援専門員を管理者とする取扱いを引き続き可能としたこと、令和3年3月末時点で、主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である場合に限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予することとしたこととあります。
なお、本条例は、令和3年4月1日から施行し、附則の改正規定については、公布の日から施行することとしております。

次に、17ページをご覧ください。

議案第6 3号 八郎潟町公共施設解体基金条例の制定について
公共施設の除却に係る将来負担の軽減を図り、公共施設の解体及び撤去に要する経費の財源に充てるため、本条例を制定するものでございます。
主な内容は、基金設置目的のほか、基金の積立額、管理・運用、処分等について定めたこととあります。
なお、本条例は、公布の日から施行することとしております。

次に、資料19ページをご覧ください。

議案第6 4号 八郎潟町議会議員及び八郎潟町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
公職選挙法の一部を改正する法律が令和2年6月12日に公布され、公布の日から起算して6カ月を経過した日から施行されることに伴い、八郎潟町議会議員及び八郎潟町長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担について、要件や上限金額等の必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。
主な内容は、選挙運動用自動車、選挙運動用ビラ及びポスターの作成に係る公費負担の限度額、契約義務、支払手続き等について定めたこととあります。
なお、本条例は、公布の日から施行することとしております。

次に、補正予算関係についてご説明申し上げます。

予算書をご覧ください。

議案第6 5号 令和2年度八郎潟町一般会計補正予算（第7号）について
1ページ、歳入歳出に、それぞれ3,748万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を44億5,710万1千円としております。
8・9ページ、歳入の主なものは、民生費国庫負担金の障害児給付費負担金に183万円、民生費県負担金の障害児給付費負担金に91万5千円をそれぞれ追加してあります。これは障害児施設給付費の増加に伴うもので、国庫負担分は2分の1、県負担分は4分の1の割合となっております。
総務費国庫補助金には、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金235万8千円を追加してあります。
民生費国庫補助金の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金618万4千円の追加は、認知症高齢者グループホームの大規模改善に係るものでございます。
前年度繰越金には、2,411万1千円を追加してあります。

次に、12・13ページ、歳出の主なもの、総務費、選挙費の八郎潟町議会議員一般選挙費に総額940万1千円を追加しております。

これは公職選挙法の改正により議会議員選挙における選挙運動の公費負担分を追加したものであります。

14・15ページ、民生費、社会福祉費、障害福祉費の障害児給付費366万円の追加は、障害児の放課後等デイサービス利用者の増などに伴うものでございます。

老人福祉費地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金に618万4千円を追加しております。これは、認知症高齢者グループホームの大規模改善に係るものでございます。

介護保険特別会計繰出金499万6千円の追加は、主に給付費等の増減に伴うものであります。

老人憩の家設置費には、換気型エアコン設置工事105万6千円を追加しております

16・17ページ、衛生費、後期高齢者医療費の県後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金314万3千円の追加は、主に令和元年度療養給付費の実績によるものであり、後期高齢者医療特別会計保険基盤安定繰出金110万2千円の追加は、基盤安定負担金の確定によるものでございます。

農林水産費、農地費の高岳地区ほ場整備事業負担金に194万1千円を追加しております。これは、軟弱地盤対策に係る事業費の増額によるものでございます。

以上が一般会計補正予算（第7号）の概要であります。

議案第66号 令和2年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

23ページ、歳入歳出に、それぞれ661万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を8,866万円としております。

30・31ページ、歳入の主なものは後期高齢者医療保険料の特別徴収保険料に437万3千円を追加しております。繰入金の一般会計繰入金には、保険基盤安定繰入金110万2千円をはじめ総額で194万3千円を追加しております。

32・33ページ、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金に577万円を追加しております。これは、保険料の増額及び広域連合への基盤安定負担金の確定によるものでございます。

以上が後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の概要であります。

議案第67号 令和2年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

35ページ、保険事業勘定の歳入歳出に、それぞれ3,111万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億4,912万7千円としております。

42・43ページ、歳入の主なものは、国庫負担金の介護給付費負担金に364万円を、国庫補助金の調整交付金に183万3千円を、支払基金交付金の介護給付費交付金に680万4千円を、県負担金の介護給付費負担金に455万円を、44・45ページ、一般会計繰入金の介護給付費繰入金に315万円をそれぞれ追加しております。

いずれにつきましても保険給付費の増加を見込んだものでございます。

1ページ戻りまして、42・43ページ、県補助金の介護予防・日常生活支援総合事業過年度分322万7千円、地域支援事業県交付金過年度分340万8千円の追加は、主に令和元年度地域支援事業交付金の確定によるものでございます。

44・45ページ、前年度繰越金には248万3千円を追加しております。

46・47ページ、歳出の主なものは、保険給付費の増加を見込み、介護サービス等諸費を総額2,310万円、48・49ページ、高額介護サービス等費を200万円それぞれ追加しております。

地域支援事業費、介護予防・生活支援サービス事業費の通所型サービス費325万円の追加は、利用者の増加を見込んだものでございます。

以上が介護保険特別会計補正予算（第2号）の概要であります。

議案第68号 令和2年度八郎潟町上水道特別会計補正予算（第3号）について

53ページ、資本的支出に129万円を追加し、総額を1億2,220万7千円としております。

56・57ページ、資本的支出に量水器購入費129万3千円を追加しております。

以上が上水道特別会計補正予算（第3号）の概要であります。

最後にもう一度、会議日程資料の23ページをご覧ください。

議案第69号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、秋田県市町村総合事務組合の規約を別紙のとおり変更することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めらるものでございます。

主な内容は、秋田県市町村総合事務組合の構成団体が名称を変更することに伴い、秋田県市町村総合事務組合同規約を変更する必要があるため、組合同規約の一部変更に関する関係地方公共団体との協議について、議会の議決を求めるため、提案するものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。

議長 村井 剛 これより議案に対する質疑を行います。
始めに、日程第5、議案第60号 八郎潟町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので質疑なしと認めます。議案第60号についての質疑を終わります。
次に、日程第6、議案第61号 八郎潟町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので質疑なしと認めます。議案第61号についての質疑を終わります。
次に、日程第7、議案第62号 八郎潟町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので質疑なしと認めます。議案第62号についての質疑を終わります。
次に、日程第8、議案第63号 八郎潟町公共施設解体基金条例の制定について、質疑を行います。質疑ありませんか。はい、9番 近藤議員。

9番 近藤美喜雄 概要説明ありましたが、ちょっと分からないところがありますので、と言うのは、今基金を創設する訳ですけども、何と言いますかこの条例を今新たに創る必要性、これまあ今もう既に役場の前の庁舎は解体してる訳ですけど、この後、どういう風なことを想定してどんな計画、どの程度のボリュームを持って計画をして、基金が必要だと財政的に必要だと、という風なことがもしあるとすれば、そうでないとすれば何か役場庁舎が終わってやってみたら少し金が掛ったと、という風なことではちょっと何か説得が乏しいかなど、だからやはりこの後、何年頃にはどういう風なもの、何年頃にはどういう風なものが想定されるので、財政的な出動が予定されると、やはり必要だという何かそういう資料はないものかどうか、この点を一つお聞きしたいと思います。

議長 村井 剛 はい、小野総務課長。

総務課長 小野良幸 ただ今のご質問でございます。具体的な解体・除去等に係る費用の計画額は、現在
はございません。
今回の基金の設置目的でございますが、実は過疎債という地方債を我々借り入れして各種ソフト事業、ハード事業に充当しております。
今回ソフト事業分について、人口減少化等によりソフト分に充当する経費、過疎債の枠にこう余裕が出てきました。そこで残っている枠部分につきましてこの解体基金条例に積立をし、将来の公共施設の除却等に充たしたいと考えたことでございます。以上でございます。

9番 近藤美喜雄 まあそれはそれで良いと思います。ただやっぱり計画がある程度ないと、ただそれは財源の振替ですから、そうでなくて予定される事業がどの程度でどの位まであれば、この位必要になってくるという風なことの今の説明とはちょっと違う訳ですね。
財源の振替ですから。ですからそのことはもしないとすれば、ないのでという回答が出てくるだろうと思いますけれども、やはりこれは委員会等でたまたもし出来れば検討していただいて、この後に備えるための計画を一つ立ててもらえればなと思いますので、よろしくお願ひします。

議長 村井 剛 他にありますでしょうか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので質疑なしと認めます。議案第63号についての質疑を終わります。

次に、日程第9、議案第64号 八郎潟町議会議員及び八郎潟町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、質疑を行います。質疑ありませんか。

議長 村井 剛 9番 近藤議員。

9番 近藤美喜雄 これはおそらく全国的な議会の状況、特に町村の議員、というものが非常に何と云いますか出にくくなっていると、仕事をしながらやりにくくなっているという風なことがあっておそらく色々と例えば報酬が低いとか、いろんなことがあったりして出てくる全国的な規模だと思います。
私も副議長として全国の関係に出たことがありますけれども、そういう風ないろんな北海道とかあちこちからいろんな意見が出てきておりましたけれども、ただ私は非常に良いことだなと思っています。
だからこれを制定することは別に吝かではありません。ただ一つこれをですね、今我々2月に議会選挙控えていますから、やはり新人が出やすい状況を作るための基本の一つですから、これはもし今議会で制定しますと、どうか町の広報なり何なり一つこういう風な制度が加わったよという風なことを、新しい人方はどうのこうのという必要はないですけども、こういうのを見ると新しい人方はやっぱり非常にやりやすい環境になってくると思いますので、何とか広報等に取り上げていただくようによろしくお願いします。

議長 村井 剛 他にありませんでしょうか。はい、1番 小柳議員。

1番 小柳 聡 はい、すいません。21ページの8条のところをちょっとお伺いしたいんですけども、選挙用のビラというところをポスターとか運転手とかというところはまず置いて、このビラのところをお伺いしたいと思います。
7円51銭というのは、おそらく事実に金額だと思うんですが、これ多分おそらく大きい選挙に合わせたものだと私は感じておりますけれども、これはその小さい町で例えばビラを作るとしたら、7円51銭で多分作れないと考えるので、その見解だけちょっと教えてもらいたいと思います。

議長 村井 剛 小野総務課長。

総務課長 小野良幸 ただ今のご質問でございますが、国の公職選挙法の施行令、政令がございます。そこで定められた金額でございます。それが上限になっておりますので、金額につきましてはその通りこの条例にも謳いました。以上です。

1番 小柳 聡 それじゃあちょっとまずビラを作るとしても、1枚単価は7円51銭までしか出せませんという形でお知らせする条例というか、そういう認識でよろしいでしょうか。

総務課長 小野良幸 はい。

議長 村井 剛 他にありますでしょうか。

(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので質疑なしと認めます。議案第64号についての質疑を終わります。次に、日程第10、議案第65号 令和2年度八郎潟町一般会計補正予算(第7号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。1番 小柳議員。

1番 小柳 聡 委員会違うので確認させていただきたいと思います。
19ページ、教育費のところ八郎潟町立図書館等ホームページ制作業務委託料7万4千円、これ出てるんですけども、私ちょっとネットで八郎潟町立図書館で検索をしたら、検索ページにもある図書館を検索するページはございました。
これを新たにこのタイミングでどういったホームページを、どこまでの機能を必要としたものを想定しているのか、というところをお伺いしたいと思います。

議長 村井 剛 落合教育課長。

教育課長 落合智 お答えいたします。検索印字も含める形になりますけれども、中で行われている事業関係、或いは今回のコロナの関係で開館・閉館の情報提供等の関係をお知らせするという風なこともありますけれども、それと含めて館内の子育て支援センター、それからちバルの中の事業、そういった関係についてもお知らせ出来る機能を備えております。

1 番 小柳 聡 じゃあこれは図書館のホームページというよりは、はちパル全体のホームページを新たに作るという認識でよろしいでしょうか。

教育課長 落合智 ええ、最終的にはそちらの方も網羅されているという風なことですけれども、一番大きいのは図書館の今回のコロナ対策に伴いまして、図書館のサービスとして宅内宅配をするといったようなこともございました。

そういった中で図書館内の情報が、あまり分かりづらいというような苦情もございましたので、そちらの方の対策としてのホームページ作成といったようなところが大きなところでございます。

議長 村井 剛 他にございませんでしょうか。はい、5 番 石井議員。

5 番 石井清人 5 番 石井です。13 ページの選挙費ですけども、先程まず公職選挙法によって町議選・町長選共に公費負担が出ることは分かりました。

選挙カーとかポスターですね分かるんですけども、そこで13 ページに予算置いているんですけども、これは全国的というか国の指示で置いたのかなというところを確認したいです。

と言うのは、まず選挙カーは選挙に出る人が借ります、レンタルします。それから選挙ポスターも本人が作成してそれは多分本人のポスターだと思うんですけども、そういう個人で所属きぞくするものが、公費で支払われるということなんだけれども、そうすれば私は助成金とか補助金で置くのがよかったのではないかなと思うけども、これまるまる印刷費とか委託料とか置いているんですけども、そうするといかにも町が請け負ったような感じで、しかも町が支払うということなので、個人でやったことに対して町が支払うという根拠付けですね、この置き方が果たしてよかったのかなと思うんですけども私は19の補助金に置けばよかったのではないかなと、助成金ですね、そこは県とか国の見解はどうなったのかなと、そこを教えてください。

議長 村井 剛 はい、小野総務課長。

総務課長 小野良幸 ただ今の質問でございしますが、法律によりまして、公費負担ということでございます。ビラの作成、ポスターの作成それから自動車に係る費用、これを公費で負担するというところでございます。

立候補された方に対する助成制度ではございません。選挙に係る費用を負担するというところでございますので、直接委託料なり印刷製本費なりという予算項目になってございます。

なお、ここで燃料費とか車借上料、存知項目千円になっておりますけれども、これにつきましては、選挙運動用自動車につきましては全て運転手込みで業者さんをお願いするというやり方と、これまで皆さんがそれぞれレンタカーを準備し、運転手さんを雇い燃料を自分で払い、というやり方と二通りございます。

金額的に大きいのが、委託料の部分でございまして、もし皆さんが従来通りのやり方を選択するとなると、猶予をかけたまま実施して参ります。以上でございます。

それからすいません、先程の小柳議員の質問でちょっと誤解されたところあるかもしれませんが、公費で負担出来るのがビラ1枚7,511円ということでございまして、それ以上に掛る場合は、あくまでも自己負担で出来るということになります。

どうもすいませんでした。

5 番 石井清人 今の説明ちょっと分からないんですけども、まず公費負担ということでやったことなんだけども、19の補助金・助成金も公費で出るから私は同じだと思うんですけども、置き方ですね、そうすると大変有難いことで予算置いてもらってありがとうございます。

ただ置き方ですね、個人で頼んでいるのを町が委託料で払う、印刷費を払う、果たしていいのかなと思うので、それから選挙用ビラというのは選挙用ハガキのことかな、それも合せて確認したいと思うんですけども。

まずそこ辺りも委員会違うので、よく詰めてくだされば有難いと思います。その選挙用ビラのところだけ教えてください。

総務課長 小野良幸 選挙用ビラはハガキではございません。ハガキにつきましては、従来から公費負担になっております。

郵便局から通常用ハガキにつきましては、郵便局の方で準備します。なのでそのハガキの郵便料につきましては、公費負担ですけども印刷とか執筆に係る分については自己負担となってきます。それが従来の制度でございます。

今回、ビラにつきましては通常用ハガキでなくて、こういった大きさの紙でございます。以上です。

5番 石井清人 どうも有難う。

議長 村井 剛 他に9番 近藤議員。

9番 近藤美喜雄 今、石井議員が質問した関係で、私もちょっとよく分からなかったのが今の説明で何となく分かったかなという感じですけども、何故委託料なのかなというのがちょっとありました。

これは自動車運送の委託料ということで、車に限定されているようですけども、今の説明でそういう風なものかなという解釈をします。

最初は委託料というのは一体どうしてなのかなと思ったんですけども、まあそこはよろしいです。

それから私もう一つ聞きたいのは、17ページの県営造成施設突発事故復旧支援事業の補助金です。これ先程の町長説明の中にあったのかどうか、私ちょっと聞き逃したのか分からないですけども、ちょっとこれ金額は22万2千円ですが、概要をもうちょっと説明していただきたいなと思います。

議長 村井 剛 千田産業課長。

産業課長 千田浩美 県営造成施設突発事故復旧支援事業補助金でございますけれども、今回は戸村土地改良区管内で発生した突発事故でございます。2件でございます。

中身についてちょっとお待ちください。用水路の復旧と電磁弁の復旧ということで、戸村さんから申請が上がっております。以上でございます。

議長 村井 剛 はい、よろしいでしょうか。他にありますでしょうか。1番 小柳議員。

1番 小柳 聡 すいません。ちょっと確認だけさせていただきます。15ページの負担金に空き家解体費補助金の27万3千円の中身を簡単に教えていただきたいと思います。

議長 村井 剛 小柳町民課長。

町民課長 小柳鉄秀 ただ今のご質問にお答えいたします。この空き家解体の補助金につきましては、8月に1件ございまして、限度額が50万円でしたけれども、27万3千円ございました。それでこの後また申請がきた場合には50万円が限度額なので、その分を追加したということでございます。以上です。

議長 村井 剛 よろしいでしょうか。他にありますでしょうか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので質疑なしと認めます。議案第65号についての質疑を終わります。次に、日程第11、議案第66号 令和2年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので質疑なしと認めます。議案第66号についての質疑を終わります。次に、日程第12、議案第67号 令和2年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑なしと認めます。議案第67号についての質疑を終わります。次に、日程第13、議案第68号 令和2年度八郎潟町上水道特別会計補正予算(第3号)について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので質疑なしと認めます。議案第68号についての質疑を終わります。次に、日程第14、議案第69号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について、質疑を行います。質疑ありませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので質疑なしと認めます。議案第69号についての質疑を終わります。次に、日程第15、陳情について、を上程いたします。お手元に配布している陳情は5件であります。提出された議案並びに陳情について、皆様にお配りいたしました、議案等付託表及び陳情文書表に記載のとおり所管の常任委員会に付託することに、ご異議ございませんでしょうか。
(異議なしの声あり)

議長 村井 剛 ご異議なしと認め、各常任委員会に付託することといたします。事務局長から委員会室を報告させます。

議会事務局長 相澤重則 第一委員会室で教育民生常任委員会、第二委員会室で総務産業常任委員会を開催していただきます。

議長 村井 剛 これより、各常任委員会を開いていただきます。明日は、午前10時より本会議を開きます。本日の会議は、これをもって散会いたします。大変ご苦勞様でした。

(閉会 午前11時 3分)

令和2年八郎潟町議会12月定例会 会議録

第2日目 令和2年12月9日（水）

議長 村井 剛 おはようございます。
ただいまの出席議員は、1名欠員の11名であります。
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会12月定例会は成立いたしました。
これより、本日の会議を開きます。答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長各課課長、会計管理者であります。
日程第1、これより一般質問に入ります。最初に9番 近藤美喜雄君の一般質問を行います。はい、9番 近藤議員。

9番 近藤美喜雄 それでは私から通告に従いまして、一般質問を行います。
表題は、はちらぼの発展的改革をということでございます。今まで議論してますので前段の説明は省略いたします。
本題に入ります。はちらぼ提出の業務改善計画についてでございます。
このことについては9月定例会で町長から概要説明がありました。おおまかには売上部門の赤字圧縮努力、まちづくり活動では町内各団体と連携し、経済と賑わいづくりに挑戦を目標にするという内容であったように思います。
そこで改めてお伺いいたします。内部事情まではよく分かりませんが、私の見方としては細部の改善だけでは立ち行かないと思います。委託内容、町づくり活動実現のため計画の修正が必要だと思っております。
当初計画通りでは人員はそのままでは、当然赤字経営が続くことになると思います。目標を達成するための手法として何をやるのか、方向転換、そして計画の見直しをする必要があると感じています。
町民目線からすれば厳しく成果が問われることになると思いますが、いかがでしょうか。そこで質問を進めるに当たって、はちらぼの現状に若干触れてみたいと思います。これはある程度情報に基づくものですので、全く違うとは思っていませんが、おおよそこういう風な状況ではないかなと思っております。
職員数は当初と比較しますと、6人減っております20人。ですから当初の発足当時は26人という風なことだったと思います。
それから商店の売り上げです。商店の売り上げはほぼ年間ベースで見ますと、3,800万円、これは年度を通した数字は、2018年度、19年度、このデータしか今のところありません。
20年度は途中でございますので。そういう風なことからするとおよそ3,800万円、月の売り上げが316万円、300万円程であります。
当初の計画は新聞報道にもありましたけども、400万から500万程を目標にした計画ではなかったかと思っております。
それから二階の交流サロンの利用状況でありますけれども、交流サロンは非常に大事なだと私共は考えております。二階に一番奥に位置してありますが、単純平均でこれは申込書がないようですので正確にはちょっと分かりませんが、おおよその数値では一日4、5人、これは子どもを入れて4、5人位じゃないかなという風なことです。
それから二階の団体への事務所の貸し出し、これは二階の事務所の一部を貸し出しまして、町づくり関係に関わるような団体に事務所として提供したいという構想がございました。
これは現在のところありません。それから空き店舗の商店誘致、これも商店街の賑わいを創出するというような大きな目標がありますので、そういう風な観点からすると、非常にこれも大事なことだと思っておりましたが、これも実績がありません。
それから買い物弱者サポートの関係、これは内容的に見ますと、ちょっと我々分からないところがあります。お客さんから呼んでもらって、呼んでもらってというか連絡があって迎えに行ってもまた送り返すという作業はそんなに多くはないようです。月に7件前後かなという感じであります。
ただ配達の方が非常に増えておりますので、これは弁当、その他の関係があるんじゃないかなと思っておりますが、内容は良く分かりません。
そうするとお金を賭けてまた今コストを賭けて、維持している店舗の必要性が問われるのではないかという風な感じがいたします。
これは他町村でも見られますけども、そんなに大きな投資はしていないように見えます。
それから空き家バンクの関係ですけれども、これも当然関係してくると思っておりますけども、空き家バンク、それから空き家、それから空き店舗、こういう風な感じの登録はやは

り調査はしているけれども、登録はありません。

登録しない場合は、町の支援は受けられません。受けられないと思っておりますけども、そういう風なことで状況はそうなってます。

事業部門としての商店経営に関係して考えてみますと、何故商店経営なのかということでもう一度考えてみますと、目的は買い物弱者を救済するための対策、こういうことが大きく出てきた訳でありまして、これがそのとおりに行ってるのかどうかは、それぞれまた解釈があると思っておりますけども、買い物弱者対策のための商店、それからもう一つは町からの委託事業に要する経費の節減、これは委託料あるいは補助金、こういう風なものが毎年投入されていますが、こういう風なものを減らして行きましょと、補助金なんかは3年位で無いことにしよう、町は過度な補助金は貰わないようにしようという風なことが当初大分言われたと思います。これも実現はしていません。

現状のまま頑張るだけで、状況が変化して来るのでしょうか。あるいは町の補助金を減らすために、商店の売り上げを追求するだけでは本来の仕事、町づくり活動に集中出来ないのではないかと思えます。

そこで参考事例を紹介しながら、四回目となるこの質問の結論にさせていただきたいと思えます。事例の方に若干入りますけども、時間の関係がほとんどありませんので、概略だけご紹介いたします。

参考事例は最初は県内の四例を挙げてますが、この資料は当局の方にも提出しております。ですから見ていただいたのかなと思っておりますが、概要だけ紹介しますと新聞報道によるとこの四か所について、いずれも高齢化、買い物弱者対策、町の活性化を想定した事業という風に謳われております。

一番は美郷温泉群と、群というのは五か所ほどありますけども、と六郷町づくり事業これは水の関係その他です。等でありますけども、これも第三セクターでやっておりますが、黒字化が見えぬ具体策ということで、これは県内のいわゆる魁紙で紹介されておりました。

それから二つ目は、岩城これは皆さんもご承知の最近でも何回も掲載されてますけども、道の駅岩城・天鷲村の経営・ワインその他でありますけども、この第三セクター岩城は、赤字が三期連続1,000万円を超えるという風なことが書かれております。

それから三つ目は、前2つとちょっと志向が違いますが湯沢市の川連町、ケアサポートセンターかぐらの関係です。これは高齢者向けの住宅、サービス付きの住宅ということで、ちょっと志向が違います。

ただここに二階建ての施設の中に一階にミニスーパーを開設したんです。このミニスーパーは周辺住民の方々の利用とそれから中に入った高齢者の方々の利用ということで結構うまく利用されているのかなと思いましたが、ここも別に利用されてました。いわゆるテナントは撤退してました。一年で撤退しました。

という風なことで非常に厳しい状況であります。四つ目は省略します。それから参考事例の全国版でありますけども失敗した例として7例、実は中央紙で紹介されているものでありまして、A I Aというのは後でもう一回出て来ますが、A I Aの調査によります。国や地方自治体の補助金を使った失敗例ということで、有名な事例を7点ばかり挙げてます。

一つは青森県のアウガ、これは皆さんご承知の方もいるかと思えますが、これもやはり色々な補助事業を投入してやった訳ですけども、国のモデル事業とまで言われたそうではありますが、非常にその後第三セクターが莫大な債務が判明した、という風なことがありまして、内容的には大変混乱したということでもあります。

岡山県の津山市のアルネ津山、三つ目は青森県三沢市のスカイプラザ三沢、4つ目は千葉県木更津のアクア木更津、五つ目は兵庫県宝塚市のアピア逆瀬川、六つ目は北九州市のコムシティ、七つ目は甲府市のココリなどがあります。

それから同じ紙面の中で、成功例三点ばかり挙がってますけども、二点だけ紹介します。これは補助金だけに依存しない町づくりで、知恵は民間にあると評されておりました。一つは東京都千代田区の廃校跡地利用したのでありまして、文化芸術拠点アーツ千代田331でありますけれども、これは非常に内容的にうまくいったようです。

千代田区の方へこの団体は民間団体ですけども、土地代を払ったり、建物の家賃を払ったりと、修繕料、光熱費こういう風なもの、そして比較的順調に経営がされているということで税金も納めてると、25人を雇用してるという風な状況で非常に優等生であると思えます。

二つ目は岩手県紫波町の公民連携事業、オガールプロジェクトでありますけども、駅前開発等で本町も視察したと伺っておりましたけれども、内容的にどうなのかはちょっとわかりませんが、感じたことをちょっと特徴的なところだけご紹介します。

いわゆる公民連携事業そんなにはやってない訳ですけども、我々はよく官民と言いますが、公民連携事業ということで捉まえておりました、これを紫波町が取り上げた。

職員を大学まで派遣してみたり、いわゆる大学に派遣したというのは公民連携事業を勉強してもらったんですね。

それからこの公民連携事業を提案したのは、後からもう一回申し上げますけども、方の大学の方に入って、その後で町の職員、担当職員を派遣しているようです。

これは東洋大学でいわゆるそういう風な専攻があったようですのでそこに、大学の方では一生懸命来るものですから、この公民連携事業が果たして紫波町でいいのかどうかということの調査をしたようでもあります。後から町民報告会を開いたようでもあります。

後は企画課内に公民連携室を設けてましてやってる力の入れようであります。

それから民間の投資募集、民間の開発会社を立ち上げた、いわゆるこの駅前開発を実際手がけるための民間の開発会社、これを民間を通して立ち上げたという風なことなどが、いわゆる民間の資金パワーを活用するという手法があんまりやっていない訳ですけども、これをやったということです。

後あの施設は町の方でも見に行き、委員会の方で見に行ってると思いますけども、オガールプラザ、これ2階建てで、公の分と民間の分とありますけれども、公の分を町が買い、民の分を買ってもらうという風なやり方がありました。後、オガールベース、オガール広場、エネルギーステーション、オガールタウン、オガールタウンというのは分譲住宅地、駐車場兼フットボール体育館、ただここでちょっといいなと大したもんだなと思ったのは、エネルギーステーションです。

バイオマスボイラーで町産木質チップ燃料を使って、この区域一体の冷暖房、給湯のエネルギーを供給、賄っているということは非常に珍しいなと思っておりました。

それから紫波町の公民連携事業を進めるに当たって、オガールプロジェクトなるものを立ち上げてます。このオガールプロジェクトのメンバーは、我々はややもすれば民間の町内からあの人この人という風な感じのプロジェクトを作ればそれでいいのかなという気もしますが、このプロジェクトの場合は指導的立場の出来るような人をメンバーに入れたと、その1例を申し上げます。

全国各地の地域再生を手掛けるA I Aの理事長、あるいは公民連携の立役者、地元の建設業者の代表者ですけど、東大から国交省を出まして、そして建設会社へ来た、町が先行取得して駅前開発、莫大な投資をして、困ったところを公民連携事業をやってみたらどうだということを取り組んだのが、この方の説得であったようです。

後は経済金融評論家の方、全国各地の地域再生アドバイザーの方、プロジェクトのマスタープラン担当建築家の方、こういうメンバーがプロジェクトの中に入っていると、なるほどなという感じがしました。

それから紹介された視察者は、この紫波町の場合は非常にこう多くて、東北のみならず全国的な視察が大分あるようです。この代表の方の講評を載せてありましたので紹介しますと、税金で設立した第三セクターの失敗が言われて久しい。成功例はほとんど無い。そんな中、真の地域活性化を成し遂げつつある、オガール紫波は全国の注目を集めている。成功の条件は民間が資金を用意し、行政が裏方となって知恵を出す。これまでの行政任せでは良くならない。もちろん事業をやったら損してはならない、利益を上げることが大前提だと、民間主導の公民連携を実感した、こういう風な評でありました。

時間がありませんので端折っていきます。こういう風な事例を想定しながら何が問題点なのか、私なりに明確にしながら提案してみたいと思います。

一つは人口の著しい減少、それから若者の減少、高齢化の進行、人の流れが限定される地域の中で商売を成功させることは、大変困難だと思います。

ましてや専門の商売人は参入してこないのではないかと思います。かつて農協・共栄そして、ファミリーなどのスーパー、そして多くの個人商店もほとんどが無くなりました。これは私達の商店街だけの問題ではありません。

この困難さと引き換えに求められるのが、はちらぼが当初計画で目指す目標の達成と住民の満足度・予算の有効活用です。そのために私なりに次のように改善点を提案いたします。

1番は町に検討委員会の設置を提案いたします。はちらぼがまちづくり活動で、何をやるのか、次期総合戦略との関連もありますので、慎重に協議、検討する必要があると思います。期待が大きければそれだけ人手、いわゆるコストがかかります。

それらをここの商店で稼ぐのは大変困難だろうと思います。出来ないのではないかなと思います。

また、基本事項の見直しは受託者が勝手にすべきものではありません。町が牽引すべきものです。受託と委託者の関係からすれば、基本的なことは契約をして委託をする訳ですから、それを勝手に受託者が変えるということは出来ないと思います。

委託された受託者はやはり町が牽引すべきものだと思っております。

はちらぼのまちづくり部門の担当職員、ほとんどいないように見えますけども、課題に取り組むための業務に専念すべきだと思います。商店から利益を上げることだけに神

経を使うのはもったいないと思っております。

商店を運営するためだけの職員、その職員を賄うだけの商店で毎年赤字では観点が違うのではないかと、もう一度検討すべきだと思います。

当初の職員を維持するには月800万円の売上が必要の見方もあったようです。

現在は減っているけれども、必要なかったのかどうか、それにしても月316万円の売上では課題解消の見込みはないと思います。

2つ目、買い物弱者対策は基本的に継続すべきと考えています。しかし、地域ごとの実態の再調査、自前の調査ではないやり方を行っていただきたいと思います。

再調査が必要だと思います。本当に頼りたい人のための買い物弱者対策が必要だと思います。方法はあると思います。

参考までにこう事例を挙げてます。例えば今地域で残っている商店を仲介する形で、地域住民の要望に添った品物を揃えて、何日の日にそういう風なことをやるよと、あるいは販売しますよという風なやり方で、地域ごとにポイントを設ける方法が私は良いのではないかなと思っておりますが、最近移動スーパーの形が入ってきてあちこちでやっています。ただ我々のような小さな町で移動スーパーをやって、売上を上げるということは当初の商店街活性化、商店街を賑やかにするという目標と両立させるということは、私はちょっと形が違うんじゃないかと、ただ単なる弱者を救済するのであれば、移動スーパーで結構だと思いますけども、そういう風なことも検討材料になると思います。

それから3番目、会館の利用の再検討であります。二階には他団体との提携、特に福祉関係部門、福祉活計部門と私言ってますけども、これは例えば社協の関係とかデイサービスの関係とかいろいろ町村によっては取り上げてるところがあります。

こういう風な関係だとか、あるいは社会教育の関係だとか保健センターの関係だとかそういう風な団体との提携協力要請もあってはいいのではないかと、いずれかの関係を常設出来るよう検討していただきたい、常設するための協議、努力をしていただきたいやはり一階には誰でも気軽に利用出来る、交流軽食サロンといった類のものが私はやはり必要だと思います。お茶を飲みに来てお話し合いをするような場所が、利用される場所が必要だと思います。

それから4番目は、職員配置の全面的見直しであります。活動の在り方、会館の利用方法などが抜本的に見直しされれば、職員配置を再検討することになると思います。

当然今のような状況では立ち行かないはずでありまして、減になると思います。

まちづくり部門はスタッフを擁し、課題に取り組むための活動に専念すべきだと思います。せつかくの人材を活かすべきです。

現在、まちづくり事業をよく理解している、まちづくり部門のスタッフは何人いるでしょうか。現在の職員の中にそういう職員はいるものだろうか、機構の中に町づくり部門を置いてはどうだろうか、機構の中にはそういう部門はありません。

今のところはっきり言えば、商店を経営・運転するための職員、という風に私には見えます。

それから5番目は、補助金あるいは委託料の見直しであります。参考までに元年度の決算では、補助金は2,500万円、委託料は1,200万円から300万円、財政支援のあり方を見直しする必要があると思います。

はちらぼの業務改善計画では、補助金・委託料の軽減も考えられるとの説明もありましたが、継続的に見て可能なかどうか、一過性であってはなりません。重い課題だと考えています。しかし見直しは必要です。

当初計画では、3年目から補助金はないようにしましょうという風なことがありました。

それから6番は計画の見直しに基づき、目標達成のため専門的知見を持った委員を選任し、公民連携事業として行動する、プロジェクトチームを立ち上げ、まちづくり活動計画の実現を目指す外向きのチームとして活躍することを期待したい。

いわゆる町内で何か委員会を作った中、あるいは色んな事業をやるために委員会を作るとか、これはこれでいい訳ですけども、この外向きのプロジェクトチームはいわゆる行動する、課題に向かって行動出来る専門的な知識を持った、という感じのチームです。

町の衰退を「座して待つ」の心境であってはなりません。躊躇なく果敢に行動出来るチームであって欲しい。メンバーは必要に応じて、首都圏関係者等町内外から依頼することがあっていいと思います。

状況からすれば首都圏等に切り込むには、今はチャンスだと思います。色んな意味で報道等にもありますけれども、コロナのせいなのかどうか分かりませんが、そういう風なことに調査・検討されていることが報告されております。秋田県でもやっています。

大分取り上げてますけども、ただこれいろいろ見てますとやはり取り組みが進んでいるところ、あるいは情報を何と言うか入って来るのを待っているような状況のところ、色々ありますね。やはり進んでいるところは手を打つに、それなりの成果を上げて来て

ると、福島の場合の事例なんかもある新聞で紹介されて、大変な賑わいをしてる訳であります。こういう風な収容するための拠点づくり施設づくりをして迎える、という体制を取ってる訳でありまして、非常に重要な検討が必要だという風に考えます。

また、はちらぼの業務改善計画の中で、まちづくり活動で町内各団体と連携し、経済と賑わいづくりに挑戦とあります。町中でこのような動きがあれば大変いいのではないのでしょうか。

各種イベントの開催と合わせ期待したいと思います。しかし現状からすれば、はちらぼのスタッフの中にまちづくり部門はありません。

誰がやるのか、担当者はいるのでしょうか。全員が商店関係者のように見えます。

以上困難であることも十分考えられますが、はちらぼの運営がこれ以上混乱の深まることのないように、この際、当局から時間をかけても慎重なご検討を期待いたします。

今までの努力に感謝しながら、そして更なる飛躍のための提案としたいと思います。

ただ言えることはこの町で、昔のイメージの商店街の活性化は、もうあり得ないものだと私は思っております。

プロジェクトチームは当局と連携し、町中に流動人口増加のための方策、首都圏などからの移住者の招聘、秋田の教育を生かした家族ぐるみの誘致戦略、首都圏に八郎潟町環境保全米のアンテナショップ、生産拡大と農家所得向上を目指して将来の米づくりを応援して行くという風なことなど、そしてその生産農家を介しながら、消費者との交流事業等も進めるという風なことが欲しいなと思います。

地元の若者たちが楽しみ、やりがいを感じるまちづくり、そしてこの周辺に若者の働く場所の確保などの課題への取り組みに期待したいと思います。

町村によっては東京に職員を派遣してるところもあります。あるいはまた何か良い情報があった場合には、すぐ今晚にも出発するという体制を作ってるところもある訳で、それに代わるプロジェクトチームになればいいなと思っております。

このような動きと空き家・空き店舗対策は連動してくるのではないのでしょうか。そういう風に考えております。

はちらぼ会館がこんな施策展開と実現を目指す活動拠点になれるよう、発展的に変貌することを要望したいと思います。

町長のご所見をお伺いいたします。

議長 村井 剛 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 近藤議員のご質問にお答えいたします。

NPO法人はちらぼでは毎月の理事会で、収益向上とコスト削減の方策や、町づくりに寄与する施策・事業など、様々な意見を出し合い鋭意努力しているところでございますが、町としても問題とされている赤字経営是正に向け様々な方向から施策、事業について検証しているところでございます。

町民の皆様から厳しいご意見もあります。一方では必要とされる皆様、また各種事業展開に積極的に参加されてる方々もおられます。

はちらぼから出された事業改善計画の中で、今後の方向性について互いに改善点を見つめ直して参りたいと思います。

また、町づくり活動は産業経済のみならず、福祉や教育など様々な分野に及びますが、限られた人口と人材の中で住民が手を取り合って暮らしやすい町づくりをしていくことが基本であります。

また、何を実施するにしても役場職員だけでなく、町づくりに意欲のある人材が運営に関与することも重要でございます。

NPO法人はちらぼは、町総合戦略に基づき、町民の皆様と協働で町づくりをすすめるために初めて、組織された町民団体です。今まで出来なかったことが出来るようにと立ち上げた団体でございます。

団体が事業実施にあたり、住みたい町、住み続けたい町に向けて町民アンケートや座談会を通して町民の皆様から意見をいただいた結果、町の元気を商店街から発信しようこれ以上の商店街の衰退は許されない思いから、商店街に人の流れをテーマに、地方創生拠点整備交付金事業を活用して建設された、まちづくり活動センターを拠点として活用しております。

商店街へ人の流れを作るに当たり、まちづくり活動センターの2階事務室を活用し、つるし飾り講習会、はちらぼ寄席、回想法ライブラリー、はちらぼ図書館などのイベントや年間150回ほどの各種会議などでも町民の方に利用いただいております。

議員言われるように商店街の活性化は極めて困難ではありますが、各商店会から若手メンバーを加えた実行委員会にて、わくわくセールを展開し、48店舗が参加、各店の特徴を活かしたサービスを展開し、併せてスタンプラリーも行っております。

また、上町商店会、ポイントカード会、特売デーの会に所属し、各団体と連携し結び付きを深め今年度は農業法人・婦人会・ボランティア協議会などとも連携しながら独自に秋田スグッチファンド助成金の採択を受け、ビバ八郎湯で8つの事業を各種団体と手を組みながら商店街、町の活性化を図るべく活動をしております。

コロナ禍の中で実施出来なかった願人踊りや浦城ウオークには多くの方々が訪れておりました。

なお、議員言われる空き家バンク事業並びに空き店舗への誘致は、これははちらぼに委託しているのではなく、町が行っている事業でございます。

おもしろ市場の来場者は開催ごとに増えております。

今、様々な課題に直面していますが、町づくりに意欲のある人材を確保しながら、町の活性化に努めて参りたいと思います。

9番 近藤美喜雄 非常この課題が大きくて、簡単に目標を達成するという事は困難な訳ですけども、常にこのやはり外を見ながら、そしていろいろな部分を改善しながら、あるいはまたやるもの、止めるもの色々こうあって私はいいと思います。

それはそのままの形を継続するという事は、無理だろうと思いますけども、何処の事例を見ても、そんなにうまくは行かない訳でありますから、見直すところは見直すという風なことでやっていただきたいと思います。

今日の一般質問はその、あまりやり取りは必要ないとは思っています。参考にしていただければなと思います。どうも有難うございました。

議長 村井 剛 これにて、9番 近藤美喜雄君の一般質問を終わります。
次に、5番 石井清人君の一般質問を行います。5番 石井議員。

5番 石井清人 5番 石井清人です。一般質問をさせていただきます。
本日は2つの質問事項がありますので、よろしく願いいたします。
まず1つ目は、空き家・定住対策に地域おこし協力隊を使うことはどうか、であります。2～3年前ですが3年前位かもしれません。町が空き家対策をやる前の話ですが、町内の建設会社が33区ある元スナックの空き家をリフォームして売り出したところ、首都圏の方が買って夫婦二人で入居した話がありました。
まったく当町には縁もゆかりもなかったのですが、インターネット情報と売り出しチラシで購入を決めたそうであります。
本町にとっては2名の人口増につながりました。空き家対策と定住対策の成果が上がった事例として私は前から注目していました。
全国の空き家情報を検索すれば、各市町村とも様々に空き家情報を発信しています。丁寧なところでは位置情報、全体の写真、各部屋の写真、間取りの見取り図、流し、トイレ、風呂、エアコン設備などの情報、病院、学校、スーパーまでの距離、売買価格、賃貸価格などが載っており、不動産業者の広告と遜色ありません。
こういうものが全国にありますから、暖かい地方に住みたいとか雪国に住んでみたいと思えば、希望の物件をすぐ探すことができます。
本町の空き家は平成29年度の数字で140件以上あるということでした。一人暮らし高齢者世帯や二人暮らし高齢者世帯が多い現状では、亡くなったりすると空き家は益々増えると思います。

こういう空き家が放置されることは、将来猫やネズミが入り込んだり、外壁や屋根がはがれて飛んだり環境面や維持管理上危険になったり、いろいろな問題が発生します。

そこで今、町では空き家対策に取り組んでいるところですが、今年1件の空き家が売れて、私賃貸かなと思うんだけど、1件の空き家が成立したので事業の成果があつて良かったと思つてます。

ところでこの事業の所管は産業課ですが、通常は農業政策、商工業観光政策、農業委員会事務で忙しいところに、この空き家定住対策もこなさないといけません。

移住対策事務でいえば、移住支援対策事業、ふるさと回帰支援事業、地方創生移住対策事業があり、空き家対策でいえば空き家バンク登録制度の事業を抱えています。

特に空き家バンクは所有者と利用希望者を仲介することになりますから、通常は行政事務よりは少し仕事が不動産事業に近いものです。

インターネットを見ると、全国の自治体で空き家の賃貸、売買の紹介をしておりますが、この仕事一つだけでも相当の手間暇がかかるように思えます。

空き家・定住対策をより進めるためには、使える空き家の調査、所有者の理解、情報発信、問い合わせへの対応、売買成立の際の契約登記を業者に斡旋する手配など、しっかりやるにはかかりきりの人が必要でないかと思つてます。

そこで提案するのが地域おこし協力隊の採用です。宅建資格を有する隊員を募集して

専従でやらせてはどうでしょうか。隊員の契約期間は1年です。成果が出ないときは1年で打ち切りでもいいし交代することもできますし、成果があった場合は2年か3年の延長もできます。

地域おこし協力隊の利点は、年間給与のうち約半分が特別交付税として国から経費算入されます一般職員よりこの点がメリットです。

住居の確保がありますが、それは空いている町営住宅に入居させていいと思います。

そして特徴的なのは、ユニークな人が多いことです。湯沢市にはシルクロードを1年かけて徒歩で旅行した人、北秋田市ではアメリカサンフランシスコの飲食店でフロアマネージャーをしていた人、能代市には旅行業をしていて外国人向けの体験型ツアーの企画をしていた人が赴任しています。

こういう方々の経験は何かしら面白い発想や企画、仕事ぶりに反映されるのではないかと期待します。是非検討してみてもいいと思います。

そして更に付け加えたいのは空き家定住対策とセットできないかと思うのは、家庭菜園とか趣味的農業を希望する人に、農地斡旋ができないかということです。

農地法の関係と農業委員会の所管の管轄になりますが、例えばキャベツとか玉ネギとか何かしらの野菜を作ってみたい、あるいは食べる分だけでもいいからお米を作ってみたいという方に、空いている使っていない苗代とか休耕田を斡旋できないかということです。

農地法の規制もあるんですけども、もしそういうところまで踏み込めれば他にはない八郎潟町独自のユニークな移住定住対策が発信できるのではないかと思います。

私の提言といたします。以上が1問目の質問であります。

次に、2つ目の質問に入ります。題名は住宅用火災警報器設置の啓発を望むであります。8月29日に昼根下地区で発生した住宅火災では2名の方が亡くなられました。

心からご冥福をお祈りいたします。

火災発生時刻が午前2時半頃の深夜ですから、就寝中であつたと思います。日中であれば焦げ臭いにおいや煙の発生で気が付くことが多いし、近所や通行人などにより早期に発見できることもあります。しかし、深夜火災はどうしても発見が遅れがちになります。

10年位前に消防法が改正になり、新築住宅は火災警報器の取り付けは必須になりました。義務になりました。

また既存住宅についても市町村の消防条例に基づいて、一定の期限までに取り付けることが義務化されています。

本町でも平成22年から火災警報器の設置を進めるために、補助要綱を作って普及に努めた経緯があります。

火災警報器の設置は全室にあればいいのですが、法律や条例で規定しているのは寝室階段上部です。湖東消防八郎潟分署からお話を聞きましたら、住宅用火災警報器の普及率は全国が82.6%に対し、八郎潟町は91.2%だそうです。非常に高い普及率だと思います。

住宅用火災警報器は電気店やホームセンター、あるいはインターネットでも購入できます。設置もドライバー一本でできますから簡単です。電池はリチウム電池が主流ですから、10年間は交換不要です。また乾電池式でも電池寿命が無くなれば、ピッピッと音がして電池交換を教えてください。

総務省消防庁のホームページを見ると、「住宅火災100件当たりの死者数」は火災警報器設置なしだと11.1人、設置ありだと6.8人となっています。効果は大いにあります。

ただ今回の火災では火災警報器は2個設置していたものの、鳴ったか鳴らなかったかは分からなかった、と湖東消防八郎潟分署の聞き取り調査ではそうなっているということです。

しかし住宅用火災警報器があれば絶対大丈夫とは言えないまでも、ないよりは確実に安心感があるのです。

そうして法律で規定する寝室や階段上部の他に、台所やストーブを使う部屋にも設置し、火災を未然に防止する、万一発生しても早期発見につながって大事にならないようにして行ければいいなと思います。

町広報等で町民への住宅用火災警報器設置の啓発を進めて、町民の防火意識向上を図っていただければいいと思います。

以上が2点目の質問であります。町長の答弁をよろしくお願いします。

議長 村井 剛 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 石井議員のご質問にお答えいたします。

空き家利活用や移住・定住対策など、地方創生関連分野での取り組みは、町総合戦略どおりには順調に進んでいないのが実態です。

現在、第2次町総合戦略の策定にも着手しており、これまでの取り組み手法も見直しが必要ではないか、と感じております。

地域おこし協力隊の導入に関しての過去の一般質問に対しては、どんな事業分野に雇い入れるか方針が定まっていない、と答弁をいたしました。

ご提案の地域おこし協力隊の雇い入れは、環境整備を整えることができれば有効な手段と考えます。

町職員による人的配置や機構改革で対応出来ないかも考えながら、専門的知識を有した地域おこし協力隊の確保についても、前向きに検討して参りたいと思います。

また、石井議員言われる空き家定住対策とセットで農地の斡旋ができないかということですが、農業委員会の承認が必要なことから、後で産業課長が答弁いたします。

次に、本町では消防法の改正を踏まえ火災予防の観点から、町広報などで住宅用火災警報器の設置を啓発してきました。

火災警報器については町内会へ呼びかけをし、防火意識向上をねらいとして、町内会単位での購入を勧めてきました。

平成22年度、23年度には町単独事業として「65歳以上のみの世帯に対し、2個以上設置した場合3,000円までの助成」をしております。

湖東消防管内での普及率は、井川町89.7%、潟上市昭和82.6%、潟上市飯田川86.5%に対し八郎潟町は議員言われるとおり91.2%と一番高い普及率となっております。

この後も、町広報等により機会をとらえて普及啓発に努めて参ります。

議長 村井 剛 はい、千田産業課長。

産業課長 千田浩美 空き家定住対策とセットで農地の斡旋を、ということでございますけれども、農地法の第3条関係で農業委員会で決めている農地の借り入れ、または買い入れのできる方は、最低50アールの経営耕地を所有していなければならないと規定されています。

よって現状では非常に厳しいものがあります。しかし、事務局レベルにおいては町への移住者に限り、この50アールを1アールからにして特例を設けては、という話し合いはしております。

この1アールとか0.5アール、50平米ですね、それがいいのか今後検討の余地があると思っておりますけれども、今後、農業委員会の総会において検討していきたいと思っております。以上です。

5番 石井清人 有難うございました。移住・定住対策、これ空き家対策の解消という面と、そして首都圏等からの移住によって人口増を図ると、こういう2つのメリットがあるのですから、是非こう頑張って取り組んで欲しいと思います。

それで今産業課長さん言っておられたように、農地法の規制があつて田んぼとかそういうものを取得できるのは、農家でないとできないということは原則上あったんですけど、今言ったようにあるいは特例で5反部とか5畝とか少ない面積でもできるという特例もあるということだから、是非そこを活用してお願いしたいと思っております。

インターネット見れば、日本中どこでも移住・定住対策をやってますから、自分の希望するところ、暖かい方、寒い方あるんだけど、じゃあ八郎潟に何としてここに来たいという意欲を持たせるか、呼びかけするかというと、プラスαの要素、例えば今言ったように家庭菜園ができるとか、小規模でもちょっと田んぼをやってみたいとか、何かしらそういうところが呼び水になると思っておりますので、そういうところを工夫しながら八郎潟町の発展というか、良いところをもっとアピールして、町の良さを出して欲しいと思っております。

再質問は特にありませんので、私の希望も含めて一般質問をこれで終わりたいと思っております。どうも有難うございました。

議長 村井 剛 これにて、5番 石井清人君の一般質問を終わります。
次に、1番 小柳聡君の一般質問を行います。1番 小柳議員。

1番 小柳 聡 1番の小柳です。この12月定例会で、私の議員としての任期が終わろうとしています。この一般質問の場を通して、沢山の提言や質問を重ねて参りましたが、まだまだ自分の中では成長しきれていないため、取り止めのない質問や提言も多かったと感じております。

しかしながら、町長はじめ教育長や執行部の皆様にはこのような若輩議員のいたらな

い質問にも、真摯に向き合って対応いただいたことに対して心から感謝申し上げます。
今回の質問が最後の質問となりますが、私個人といたしましては、またこの場に戻ってこられることを信じて、活動して参りたいと考えております。
それが叶った場合には、もう一段階成長した姿をお見せするというのを約束し、八郎潟町をより前進させることに寄与したいものだと考えております。
それでは質問に入って参ります。通告に基づき、表題を3つに分けて質問します。
最初は新型コロナが与えた影響は、という点を質問させていただきます。
今まさに新型コロナウイルスの第三波が全国的に広がりを見せつつありますが、秋田県においては、いつの間にか感染者が全国で2番目に低い県という都道府県となっております。
感染拡大のきっかけがGOTOにあるのかは定かではありませんが、移動制限が緩和された今でも、基本的には都市部と地方における感染割合というものは、年度当初とあまり大きく変わっていないというのが、個人的な感想であります。
この質問の通告を差し上げましたのが、先月の25日でしたか、その日以降秋田県にも緊張感が増したという事実は否定しませんが、それでも連鎖的に広がらないということが秋田県民の意識の高さかもしれません。
さて、6月議会でもウィズコロナとしての向き合い方を議論させていただきました。今回はコロナが与えたインパクトが町にどのように作用したのかといった点や、町の行事等も様々な形で予定変更せざるを得なくなったことで、どういった影響が出たのか等今後のスタンスも含めいろいろな角度で質問をさせていただきたいと考えております。
現時点では幸いにも当町で新型コロナウイルス感染症患者は発生しておりませんが、県をまたぐ往来も加速している中でありますので、いつそれが出てもおかしくないと考えますし、その覚悟も持つておかねばならないものだと認識しております。
八郎潟町は小さな町です。仮に感染者が出たとなれば噂というものはあっという間に広がるものと思いますが、感染した家族が責められることはあってはなりません。
感染者数の少ない地方こそ、過度に恐れる気持ちがあるということにも、理解はできるものでありますけども、県内で発生した事案では誹謗中傷に加え、差別や偏見とも思われる言動や行動が少なからず見受けられました。
私としては新型コロナウイルスに感染すること以上に、そのような人権侵害にあたるような行為こそが社会問題であると感じております。
この新型コロナウイルスは誰しもがかりうる可能性があるもので、質問に入る前に当町において感染者が発生した場合にもそういったことがないように、この議会という場で強く発信していただきたいと存じます。
八郎潟町民へ向けて誹謗中傷をさせないという呼びかけや発信をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長 村井 剛 畠山町長。

町長 畠山菊夫 小柳議員のご質問にお答えいたします。
新型コロナウイルスの感染者や医療従事者等に対して、誹謗中傷や差別的な言動が社会問題となっています。差別はどんな理由があっても許されるものではありません。
感染された方の特定などは、感染者やその家族を傷つけ、精神的に追い込むなど非常に悪質な行為ですが、県内においてもこうした事例が残念ながら確認されています。
この事態を重く受け止め、秋田県、医療福祉、経済、教育、トップスポーツ、行政等の各団体による、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷の防止に向けて、共同宣言を行いました。
この宣言には、県内町村で構成する秋田県町村会も賛同しております。本町も構成町として、あらゆる機会をとおして誹謗中傷対策のための発信をして参ります。

1番 小柳 聡 有難うございます。これは是非ホームページや広報等も活用いただいて、呼びかけを強めていただきたいと思います。
まずは新型コロナウイルスの影響はどのように出てるかというところで、まずは税収の方からお聞きしたいと思います。
新型コロナの影響で多くの事業者が苦しんでいることは明らかであると思います。
事業者のみならず勤務先の賞与が減るといった話題も耳にするようになりました。
参考までにお聞きしますが、納税相談をするという方は今年度増えたものでしょうか。また、相談数の多い内容と合わせ、例年の相談件数もデータとして持っていましたら、合わせて教えていただきたいと思います。

町長 畠山菊夫 今年度の納税相談件数につきましては、新型コロナウイルス感染症に関連したものは

10件ほどでございます。

内容としては、納税猶予や減免についてであります。そのうち、固定資産の納税猶予に1件、国民健康保険税の減免に5件の申請があり、計6件の措置を決定しております。

なお、国民健康保険税の減免措置につきましては、全額国庫補助金の交付対象となっております。

ここ数年の納税相談件数はデータとして控えておりませんが、例年20件ほどでございます。

- 1番 小柳 聡 例年20件で今回の新型コロナの件数では10件ということで、思ったよりは増えていないということも確認しました。
実際はもしかしたら相談したくても、できないというケースもあるかもしれませんのでそこはこういう相談はいいですよ、というアナウンスをしていただきたいと思います
厚生労働省が12月4日時点で、解雇雇止めというところの数字が出ておりましたので、これがちょっと全国で7,500人以上の解雇、雇止めがあったとこれ東京で18,160人、大阪で6,532人、都市圏が多いのでこれ地方に与えるインパクトがどの程度あったのかなというところを、ちょっとお伺いしたかったというところがございます。
それではですね、令和2年度及び3年度における法人町民税や町税など、歳入が減収すると思われそうですけども、どの程度の減少イメージを持っているか、というところをちょっとお伺いしたいと思います。

- 町長 畠山菊夫 法人税については、中小企業事業支援金で町内法人事業所30社から申請があったことから、売上げの減少により税収もかなりの影響があると考えております。
個人町民税、国民健康保険税につきましても、個人事業者の収益悪化や雇用の減少による給与所得者の減収もあり、税収低下が見込まれます。
今後確定申告等により、どの程度の減収になるかが見えてくるものと思っています。

- 1番 小柳 聡 かなりの影響があると表現をいただきました。私もこれは微減なのかそれなりなのかかなりなのか、というところをちょっと確認したかったのですけれども、言葉としてかなりの影響あるということも確認しました。
それでは税収の減収を見込んで、来年度予算の事業予算に対して事業見直しというものをする必要が出てくるのか、というところをお伺いしたいと思います。

- 町長 畠山菊夫 税の減収のみならず、ここ数年の大型建設事業関連の関係で、公債費の増加や財政調整基金の減少が続きます。
令和3年度予算編成にあたっては、前年度予算の踏襲、慣例で要求をすることのないよう通知をしております。
現時点で歳入がどうなるのかわかりませんが、年次計画で必要と考えられる事業の見直しはあるかもしれません。

- 1番 小柳 聡 これはそういう答えがくるものかなというところはもう少し予想はしておりました。
それではまたちょっと矛先を変えて、固定資産税の軽減措置が中小企業者向けにありますけども、その影響が町税に与えるものは、どの程度と予測するのかというところをちょっとお伺いいたします。

- 町長 畠山菊夫 固定資産税の軽減につきましては、対象が中小事業所の所有する償却資産と事業用家屋となっております。
令和2年2月から10月までの任意の3ヶ月間の売上高を前年の同期間と比較した減少率により、2分の1の軽減、あるいは全額軽減となるものであります。

- 1番 小柳 聡 これはですね、私もちょっと勉強不足で制度として減収分に対して、国からの補填というものはあるものではないでしょうか。

- 町長 畠山菊夫 各事業所から多数の申請があると思われそうですが、減収分については、全額国費で補填されることになっており、固定資産税に限れば、影響は少ないものと考えております。
なお、この措置は令和3年度の課税分に限定されております。

- 1番 小柳 聡 丁寧な説明有難うございます。国からの補填があるのであれば、町としても3カ月以上というものは、たぶん3カ月以上下落したというところは助成金を出してる都合上、そういった事業者の把握はできると思いますので、そういった事業者に対してアナウンス

スをしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

町長 畠山菊夫 必要とあれば広報とかホームページで周知して参ります。

1 番 小柳 聡 はい、有難うございます。是非よろしくお願ひしたいと思います。
今度、町の行事の影響の方はどうなってくるのか、というところをちょっとお伺いしていききたいと思います。
冒頭でも軽く触れましたが地方と都会の往来が増え始めても、地方と都会とでは新型コロナウイルス感染の度合いは大きく異なっております。
ただ、それでも秋田県のみならず全国的に経済をとめてはいけないと言わんばかりに社会は動いておりますし、感染者数が多い東京都でも中学校の新人戦においては、この秋の大会の全てを調べた訳ではありませんが、開催はされておりました。
もちろん東京都は我々の地域よりもガイドラインというものは厳しいものでした。
まず、一点強調しておきたい点は、全国的にも各地で開催されているそのような大会等では、クラスターが発生したというニュースをほぼ目にしないことです。
参考までに私自身、裸参り実行委員会の一員として開催にあたって話し合いに参加しておりましたが、他町村の参加受け付を見合わせ町内の参加者に限る、住まいが八郎潟町でも帰省客の参加は受け付けない、という条件を設けて開催するという選択をいたしました。
その他にも、当日の体温測定や消毒などの予防対策はしっかり設けてのことです。
歴史を簡単に途絶えさせたくない、という若者の暑い熱想を感じました。これらのことから、何を端的に言いたいのかというと、ある程度のガイドラインをしっかりと作ることで、対策になるのではないかという視点です。
ここからは新型コロナウイルスをただ恐れるのではなく、大事な行事を中止にするという選択肢の前に、どのようにしたら開催できるのか、どんな形であれば限りなくベターなのか、という点で議論をして行けたらと思います。
昨日の行政報告でもありましたのが、通告していただきましたので質問いたしますが、そういった視点でまずは来年2月に予定されている、合同厄払いに関して、どのような開催方法をとるものでしょうか。

議長 村井 剛 はい、江島教育長。

教育長 江島廣 小柳議員のご質問にお答えします。
昨日の町長の行政報告にもありましたが、各年代が組織する実行委員会、33歳5名42歳4名、60歳7名で協議した結果、コロナ禍の中での開催となるので、秋田県内に在住する対象者のみで実施することで意見がまとまり、令和3年2月6日の土曜日に実施することとしております。

1 番 小柳 聡 有難うございます。ここで素晴らしいと感じたのが、当事者の意見を伺ってその結論に至ったという点でございます。
それでは質問続けますが、延期が決定した成人式、これに関してはどうのように開催するのか、というところをお伺いしたいと思います。

教育長 江島廣 ご質問にお答えします。成人式につきましても行政報告にあったように、令和2年8月15日開催予定を、令和2年1月10日に延期しておりました。
しかし、新型コロナウイルス感染症の罹患者数が増えていることや、インフルエンザの流行期とも重なることに鑑み、令和3年8月15日に再延期することとしました。
町広報紙11月号には、合同での成人式開催と掲載しておりますが、再延期することにより、成人式対象者が令和2年度分51名、令和3年度分60名の111名となります。開催の仕方や具体的な内容については、この後対象となる皆様からご意見を伺いながら、良い成人式になるように計画して参りたいと思います。

1 番 小柳 聡 まず8月15日に再延期ということで、ここでまずちょっと合同でやるのかということ、これは町が一方的に決めるのではなくて、これも是非2学年話し合いを持たせて、出来る限りもしかしたら、私達はこの学年でやりたいという意見があるかもしれません。
でするのでこれは日にちが分かれてもいいよという位いの選択肢を持たせる意味で、これはもちろん成人者の皆様の意見を勿論聞いていただきたいと思いますところもあるんですけども、これは成人者ハーフだという視点で、もしそういった意見が出たらそういったことも柔軟に考えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

教育長 江島廣 今日のさきがけ新聞の方に、成人式についてのコメントがありましたけども、その中に話し合いによりまして、例えば時間をずらすとか、あるいは日にちをずらすということは、頭に入れて相談して参りたいと、今議員がおっしゃるように成人者の意向を十分配慮しながら、進めていければなという風に考えているところであります。

1 番 小柳 聡 有難うございました。すいません私今日ちょっとこっちの方に集中して、新聞を読んでおりませんでした。
それではそういった言葉をいただいたのでちょっと先に進めて参りたいと思います。集団検診が中止になった影響は、というところをちょっとお伺いしたいと思います。これ例年集団検診があった訳ですけども、今年はコロナ禍ということで個別検診に変わったと、個別検診に変わったことによって受診者数というのはどのような影響があったのか、というところをお伺いしたいと思います。

町長 畠山菊夫 今年度、6月・7月実施予定の集団検診の特定検診、基本健診、胸部検診、胃部検診大腸がん検診、乳がん検診、子宮がん検診等が中止になりました。
町では、その対策として、医療機関の協力を得ながら個別医療機関方式での受診を町民に周知しておりますが、受診者数は、大幅に低下しております。
健診事業は、町民の健康管理推進の目安となるものであり、未受診者への影響はありますが、特にリスクを回避するために早期発見、早期治療が重要となる、がん検診の影響は大きいものがあると思います。

1 番 小柳 聡 もちろん私もがん検診等が特に早期発見というところが、死亡率の減少にもつながりますし、もちろん医療費の抑制にもつながるものだと思いますので、これは是非受診者が落ちているのであれば、呼びかけもしていただきたいと思います。
それではその受診者数が落ちている受け止めと、来年度開催はどのようにするのかというところをお伺いしたいと思います。

町長 畠山菊夫 新型コロナウイルスの影響により、今年度の未受診者が相当増えることとなります。この現状を踏まえ、来年度の集団健診については実施に向けて進めております。
実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策を、徹底することが必要であります。実施会場についても3密を回避するための人数制限や体育館など広いスペースを確保する、会場内では、マスクの着用、手指消毒、使用器具の消毒を徹底するなど、関係機関と協議をして実施に向けて対応して参ります。

1 番 小柳 聡 有難うございます。私も広い会場にするという視点と、私は集団検診一日ぐらい長くしてそれも分散させてはどうかというところも提案しようと思いましたが、まず広い会場にするというところも確認出来ました。
これはお願いですけども、今年未受診の方に対しては広報やホームページなどで是非アナウンスがあつていいのかなと思いますので呼びかけしていただきたいと思います。SNS等も使つていいと思いますので、呼びかけをしていただきたいと思います。
それでは今度は卒業式の話に入らせていただきます。
小中学校の卒業式はこれはもう日にちを動かしようもないものだと思いますので、この卒業式に対して、私は出来る限り大切な要素を盛り込んでほしいという思いで、ちょっとこの質問をさせていただきますが、卒業式の形はどのようにすると考えておりますでしょうか。

議長 村井 剛 はい、江島教育長。

教育長 江島廣 中学校の卒業式は、令和3年3月11日10時、小学校の卒業式は3月17日10時と日時は決まっております。
昨年度は全国の学校が新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、臨時休校中となっており、町・教育委員会・学校といたしましても苦渋の決断となりましたが、卒業生と教職員だけの式典としております。
卒業生や保護者の皆様にとりましては、大変残念な思い出となってしまいました。
今年度の卒業式につきましては、学校側ともよく相談をしながら進めますが、現時点では最低でも入学式程度の内容だけは、実施できればと考えております。
今年度4月の入学式は、保護者の参加人数を1家族2名以内とし、教職員並びに代表在校生と吹奏楽部員だけの出席でした。
迎える3月の卒業式実施時点での中央地区管内並びに八郎潟町の感染状況を見極めて

判断して参ります。

1 番 小柳 聡 まず入学式程度というところは、明言というまではいかないと思うんですけど、まずしたいという言葉はいただいたと思っております。一応考え方としてはですね、八郎瀉町小中学校いずれも小規模校だという認識は持っていただきたいと思いますが、そういう認識はあるでしょうか。

教育長 江島廣 見方によりますけども私は小規模とはあまり考えてはおらないところでございます。いずれにしても、180人ぐらい中学生の場合ですね、小学生はもう少し200何人とかおる訳ですけども、併設校ですけども普通の併設校と違まして、他の地域でも一つの小学校、一つの中学校とした場合でも、あまり変わらないという風な考え方でございます。いずれにしても式のやりようにつきましては、在校生全員出るかあるいは保護者の方をもう少し増やすか、そういう風なことににつきましては体育館の広さと間隔、3密を防ぐという風なところで、どこまで学校の方で対応できるかという風なことになると思います。ちなみに今までの運動会のありようとか、文化祭、学習発表会の時にも保護者の方には学年ごとに分けて、入れ替えしながら実施した経緯があります。取り敢えず今はそういう状況で進めておりますけど、3月になってどうなるかという風なところがまだ見通しがつかないところですので、先程申し上げましたように最低入学式程度は実施出来ればなどと考えているところですが、在校生も入れるかどうかにつきましては、今後の学校側との相談によるかと思っております。以上です。

1 番 小柳 聡 やはり卒業式というのは、これはもしかしたら認識が違いかもかもしれませんが、保護者の参加は望ましいと思っております。在校生に関しても、もちろんやっぱり参加するのが卒業生にとっては一緒に学んだ子供たちが、そこにいるというだけでもうれしいものだと思いますので、是非前向きに検討していただきたいと思っております。今度は少子高齢化問題への提言というところで話を進めて参ります。全国的な人口減少社会の中で私自身も、持続可能な町づくりを、という言葉が発する機会がありますが、たくさんの要素がある中でもやはり人口の減少というものは直接的に関わってくる大きな要因でもあると考えております。まずは現状の数字を認識すべく今月の広報、これは11月号ですね、確認したと現在の人口は5,642人と記載されておりました。2015年に示された八郎瀉町人口ビジョンにおいて、これは2014年を基にしたデータで2015年に示された人口ビジョンにおいて、5年後である2020年の人口がそこには示されておりました。その予測がパターン1の社人研推計準拠が、5,791人、パターン2の日本創生会議推計準拠であっても5,744人という数字が出ておりました。その他の推計パターンはそれよりも甘めに設定されておりましたので、予測の中で数字として一番厳しいパターン2の予測よりさらに100人以上の人口減少が進んでいるという事実には衝撃を受けました。縮小する社会は避けて通れませんが、この現実を直視しやかに緩やかに、いかにしたら減少しつつも充実させながら安定化させるのかという視点で課題設定し、それに対してどのような処方箋を講じていかなければいけないのかを、共に考えていけたらと思います。まずはこの5年間の人口減少を当局としてどのように受け止めているのか、というところをお伺いしたいと思います。

議長 村井 剛 島山町長。

町長 島山菊夫 人口はご指摘のとおり、推計を上回るペースで減少しております。原因は出生数の減少、生徒学生卒業後の県外就職等であり、本町のみならず秋田県全体でも深刻な問題と捉えております。

1 番 小柳 聡 これは深刻な問題だという受け止めは共有できるものだと思います。それでは人口を維持していくキーワードとして分かりやすく使われるテーマということで、移住・定住、雇用、結婚、子育て、教育、医療、福祉、インフラ等、様々な切り口があるかと思っております。そこで私自身、八郎瀉町ってどのような町なんだろうかなと一旦定義から考え直してみ、どの分野が一番人口誘導に直結するのかと考えた結果、医療費などの手厚い保障

や子育て支援施設が充実している点、学校まで上がっても給食費の無償化もあること等を勘案して、私の個人的見解では子育て分野が一番の近道になるのではないだろうかという結論に至りました。

そこでここからは私自身にとって最後の一般質問となる可能性もありますので、少しスケールを大きくした子育て移住というか促進計画のような提案をさせていただきたいと思えます。

まずは目標設定です。ターゲットを何処にするかと考えれば、自ずと答えは出ています。子育て世帯を呼び込む仕掛けを作ります。ここでの子育て世帯というのは呼び込む時期を勘案したら、入学前というタイミングがベストでもあり、小学生未満の子を持つ親子がメインターゲットになります。兄弟で小学生以上がいる場合でももちろんその対象となります。

目標は1年間に3世帯ぐらい設定します。その目標設定で社会増減でプラス10人前後が見込まれます。ここで得られる効果は人口増に加えて、ここ数年出生数が20人前後で推移している認定子ども園世代の底上げにも繋がってくるものと感じております。

当町の総合戦略においても、人口動向の目指すべき方向に社会減の縮小自然減の改善が謳われておりますので、方向性としては間違っていないということを認識しております。

そのためにマスコミやSNS等で話題になるぐらいの分かりやすい施策を準備していただきたい、最終的にこれだという施策がない場合には、子育て世帯移住助成金のような、ある種のエンジン作戦でも構わないと思っております。

ただその場合には定住期間をある程度長めに設定することも忘れてはなりません。

私の主観ではありますが、3年から5年以上住んでいただければ、子どもも大人も繋がりが増えてなかなかまた出ていくという選択肢を持ちづらくなるものと考えております。走ってお伝えしましたが、こういったことを推し進めるには多少の財政支出も必要になるかもしれません。

ただ、そのぐらいの覚悟を持って、それぐらいの危機感を持ってしてでも少子高齢化問題に自治体として立ち向かっていただきたいと考えておりますが、まず八郎潟町として子育ての町宣言と名売って売り出していくということにはできないものか、そこをお伺いしたいと思います。

議長 村井 剛 畠山町長。

町長 畠山菊夫 子どもたちが、心豊かで健やかに成長することは、すべての人たちの願いでございます。本町においては子育て世帯に対し、国県の制度と合わせた子育て支援施策として、乳児家庭全戸訪問事業、こども園の保育料と主食費・副食費を無償化、学校給食無償化、地域子育て支援センター事業など、子どもを産み育てやすい環境整備に取り組んでおります。

これらの支援施策については、子育て世帯に係る負担や経済的費用の軽減を図ることを目的に実施しておりますが、人口を維持していく又は人口減少に歯止めをかける、という観点からではございません。

全国的に見ますと、移住・定住促進計画を策定している市町村はありますが、子育て関係に特化したものではなく、総合計画や総合戦略などの施策を具現化することを基本とし、その中で住宅環境の支援や子育て支援といった施策を実施しております。

また、移住・定住には住まいの確保と働く場の確保が重要で、行政だけの力では解決できない課題もあることから、関係団体と連携も進めていかなければなりません。

専門の窓口を設置し、移住される方、又は検討している方の住居や就労・子育てなど、寄り添った相談業務を行って、5年間で48人が移住したという実績がある自治体もあるようです。

小柳議員の提言にあります、子育て移住促進計画については、移住・定住促進計画という総合的な計画の中で策定され、他の施策と合わせた基礎計画となり、その上で、助成金や補助金などが論じられてくると考えております。

ご質問にあります子育ての町宣言については、考えておりませんが、現在、見直し作業が行われている、第6次八郎潟町総合計画後期基本計画や、八郎潟町総合戦略の中で検討し、将来的に移住・定住計画が策定され、子育ての切れ目のない支援体制の構築、若者の就労、日常生活の利便性など環境を整えば、検討して参りたいと思えます。

1番 小柳 聡 子育ての町宣言は考えていない、というところは理解できました。また支援をしていただくというところもいただきました。

先程石井議員もおっしゃったように、移住・定住対策というのは全国どこでもやっていると思えます。

だからやっぱりなかなかこう差別化が難しいのではないかと思います。
参考までにこれは建設課長にお伺いしますけども、リフォーム補助金の子育て世帯の空き家購入型というものに関して、今まで2年間あったと思いますけども実績あったでしょうか。

議長 村井 剛 村井建設課長。

建設課長 村井健一 ご質問にお答えします。子育て世帯の空き家購入型、本町の場合は今年度1件で、町内の中で空き家を購入して申請がございました。

1番 小柳 聡 それでは移住型の方は2年間で。

建設課長 村井健一 移住・定住世帯につきましては、去年、今年度共に申請はございません。

1番 小柳 聡 これはやっぱりなかなかこう伝わりづらいというところで、この移住・定住のリフォーム補助金というのはやっぱりなかなか見えづらいというか、子育て世帯に関しては多分昨年の方がたくさん使われたと思いますけども、こういった風には実績に出て、移住の方に関しては実績が出てこないというところがあると思います。

例えば実績がないのであれば、その分野に割いていた予算をそのままスライドして、子育て世帯の八郎潟町への転入を応援しますと名売って、PRすれば県内の子育て世帯のニーズを掴める可能性はあると私個人は考えます。

特にこういった人口誘導のような難しい分野に関しては、これはある程度のトライ&エラーを多少繰り返しても少なからず町民理解というものは得られるものと思います。

実際に井川町でも民間と連携して、子育て世帯や若い世代向けの移住・定住促進アパートを整備し、子育て世帯には助成金を設け、人口誘導に繋げようとしています。

こういったことも個人的には思い切った施策であると思いますし、いろいろな自治体があの手この手で人口誘導に繋げようとしているものと考えます。

そういった点を踏まえて、今一度私が提案したこの考え方に対する課題認識、目標設定手段等に対して、今一度答弁をいただきたいと思います。

議長 村井 剛 畠山町長。

町長 畠山菊夫 子育て支援については先程も申し述べた以外にも、医療費を無料化する、バス定期を無料化する、手厚くやってきましたけども、それが人口誘導できるものとは私には思っておりません。

若いご夫婦の方々があくまでも多くのお子さんを育てていきたい、そういう思いからそういうことをやっているのであって、人口誘導はなかなか難しい訳ですけども、いろいろ他の自治体ともいろいろ小柳議員がおっしゃる通りやっておりますけども、なかなかやっぱり就労の場、若い人達が来るためには働く場所の確保、居住の場所こういうものがしっかりしなければ、なかなか移住・定住は難しい訳で、近隣同士から来るという観点から、近隣同士の自治体の競争になってしまうと、これはまた愚策になってしまうのかなとは思っております。

1番 小柳 聡 今のお言葉はまさにその通りだと思います。最後にですね少子高齢化問題に対する当局の位置付けというか、優先順位というのがどの程度上にあるのかというところを最後にお伺いして、この質問を終えたいと思います。

町長 畠山菊夫 どの分野と言いますのは、いろいろ教育、福祉、産業いろいろの中からでしょうか、それとも人口誘導、人口増に関するものなのかちょっと分かりませんので。

1番 小柳 聡 少子高齢化問題というところが、全体的には基本的にどこの自治体でも共通の認識を持っていると思うんですけども、当町として人口、少子高齢化問題というのは、どの程度の課題の位置にあるのかというところを。

町長 畠山菊夫 人口減少はもう全て産業の衰退にも繋がりますし、自治体を構成している中でも税収の減収にもなりますし、その位置付けとしてはもう最大の方に位置付けされると思っております。

非常に難しい問題でございますけれども、これからさっきも言いました通り、6次後期計画の見直し、総合戦略の中でもう一度しっかり対応して行きたいと思っております。

1番 小柳 聡 今回ちょっと極端な例を持ちましたけれども、私としては最悪の選択肢までも考えな

がら、いろんな施策をこう考えて行くというのがいいのではないかなと思ひ、今回こういった提案をさせていただきます。

それではちょっと時間も迫って参りましたので、最後の町民参加の町づくりに向けてLINE地方公共団体プランの導入を、といったところを最後にお話しをさせていただきますと思います。

議員となったこの4年間で情報発信の大切さを、この場で度々発信させていただいております。ホームページの発信はもちろんのこと、ソーシャルネットワークサービスの積極的な活用を促して参りました。

この一年間は更新ペースが落ち着いているというところも指摘したいところではございますが、ご時世的にどこまで紹介していいのかといった難しい一面も、あったのではないだろうかという理解も出来ますので、今回は角度を変えた質問をさせていただきます。

成人のスマートフォン所持率は年々高まり、今となつては高校生以上になるとほとんどの人が所有しているとのことです。

そのスマートフォンユーザーの中でも、圧倒的な利用率があるのが皆さまもご承知であろう無料通話アプリLINEです。

私も今までフェイスブックやツイッター、インスタグラム等を推進して参りましたがそれらは発信がメインのイメージでありまして、LINEに関してはコミュニケーション型ツールということで、ほとんどの人に活用されております。

SNS離れというものが少なからず増えたことは否めませんが、前述した各種のソーシャルネットワークサービスとは比較にならないほどのユーザーがおり、特に30代以上になると上記のサービスの中で、使用しているのはLINEのみという人の割合が増えてきます。

そこで提案したいのが、地方公共団体を対象としたLINEの地方公共団体プランです。

当局からの情報発信に加え町民からの情報提供、例えば道路の穴ボコや街頭の消灯など写真としても情報提供も受けられ、情報共有を双方向で行うことが出来ます。

もちろん無料通話アプリの名に違わぬ無料で使用することが可能です。県内においても導入している自治体も増え始めておりますし、是非、町民参加型の町づくりを押し進める上でも、八郎潟町としても導入を検討していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

町長 畠山菊夫

昨年5月に無償化で始まったLINE株式会社提供による、LINE地方公共団体プランは、県内では横手市、大仙市、潟上市、湯沢市が導入しており、全国的にも市を中心に普及が進み、形式としては双方向ではなく、行政からの一方向の発信が多数を占めているようです。

秋田県では、感染拡大防止を目的とした新型コロナ安心システムを、このプランで発信しております。

町民の利便性の向上が一段と高まることは承知しておりますが、導入に向け、組織・人・ルール の3点整備が必要であります。特に職員のITスキルの向上、従来通りの窓口対応の継続は必須となります。

導入にあたっては、高齢者の割合が高い我が小規模自治体にとって、利用者がどの程度存在するのか、職員配置が可能なのか、といった点も考慮する必要があると思っております。導入自治体の成果や組織体制をよく調べながら検討して参ります。

1番 小柳 聡

これは是非前向きに検討していただきたいと思ひます。いろいろあるんですけども、フェイスブックや例えばツイッターとかインスタグラム、いろいろソーシャルネットワークサービスにおいて、お知らせする内容というのは使い分けることが有効であると考えますし、例えばLINEに関してはお知らせ的な案内が良いと思ひます。

フェイスブック等は少しメッセージ性が高いもの、例えばインスタグラムであれば景色とか写真で視覚に訴えるもの、といった感じで投稿するのが望ましいと思ひますけども、こういう町の各種SNS、最後にこのSNS持っているサービスにニーズに応じて使い分けを意識して、投稿してほしいというところを最後にちょっと提案しますがどうか。

町長 畠山菊夫

町のSNSは、ホームページ、フェイスブック、ツイッターがございまして、ツイッターはニャンパチに限定して投稿しております。

管理運用の煩雑性もあることから、目的に応じた使い分けを実施して参りたいと思ひます。

1番 小柳 聡

すいません。今、最後と言いましたが最後にちょっと要望だけ、一つだけお願いしま

す。私自身今年度は当局に予算を設けていただきながら、コロナ禍ということで県を跨ぐ往来を出来る限り止めるべきだと思い、予算を付けていただいたアカデミー研修は参加出来ませんでした。

ただ、3月、次の議会には新たなメンバーも加わるかもしれませんが、今年度予算消化がないということで、それを打ち切るということは控えていただいて、新しいメンバーが入るかもしれませんがそこは是非予算を厚めにさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

町長 畠山菊夫 これから当初予算編成始まりますので、その中で吟味して行きます。

1番 小柳 聡 すいません。最後に通告がない要望まで有難うございました。本当に最後まで有難うございました。これで一般質問を終わらせていただきます。

議長 村井 剛 これにて、1番 小柳聡君の一般質問を終わります。
それではここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。
(休 憩)
(再 開)

議長 村井 剛 それでは午前中に引き続き再開いたします。
10番 金一義君の一般質問を行います。はい、10番 金議員。

10番 金一義 10番 金です。議長の許可を得ましたので質問をさせていただきます。
質問の前に、4ヶ月前に町長ご当選おめでとうございました。この場を借りて話す機会がなくて、また4年間一つよろしく頑張ってください。お願いします。
それでは通告に従って質問させていただきます。
一つ目の質問として、町職員のラスパイレス指数と適正な定員管理について、質問させていただきます。
このコロナ禍の中、町の発展は町民・行政・産業がお互いの持ち場で全力を尽くすことで可能となります。
特に我が町のような地方の町において、行政、すなわち町職員の果たす役割は特に大きいと思います。
そこで、町のラスパイレス指数を秋田県市町村のラスパイレス指数と比較して見ますと、その数値は全県で一番最下位の、これは平成30年の地方公務員給与実態調査によりますと、88.3%です。90%未満は八郎潟町だけです。
ちなみに、平成30年4月の県内町村平均ラスパイレス指数は93.9%とあります。
もしこの数値が実態では職員の覇気また職員採用にも影響がでると思います。
せめても近隣町村並みの数値にと考えますが、いかがでしょうか。
次に、本町の職員定数についてですが職員の皆さんには、町を良くしようという自覚と日々の仕事を効率良くすることや、地産地消を伸ばす手伝いをする、また職員一人ひとりがどうしたら町が良くなるか、ということ等を積極的に考えそれを町民にアピールすることが必要と思います。
また、地方創生が呼ばれて久しくなりますが、我が町の現在の職員数ではなかなか実行に移すことが出来ないと思います。
近隣町村を見ましても、皆本町より多くの職員が採用されています。条例定数にもある以上優秀な人材を採用し、町政推進のためにも適正な町民ファーストな町政運営を望みます。と言うことで。

議長 村井 剛 はい、畠山町長。

町長 畠山菊夫 ラスパイレス指数は、地方公務員と国家公務員の給与水準を、国家公務員の職員構成を基準として、学歴別、経験年数別に平均給料月額を比較し、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を指数で示したものでございます。
経験年数があっても給料月額が低い職員がいる場合は、職員構成における平均給料月額が低くなります。
この平均給料月額に国家公務員の職員数が乗じられる仕組みですので、小規模自治体であれば、計算上その影響は大きく反映されるものです。
本町の指数ですが、職員の中に先ほど説明した経験年数は多いのに採用が遅かったため給料が平均を下回る職員がおり、30年度指数が88.3%と低くなっているものです。
当該職員を除いて計算すると指数は92.5%となり、近隣町村と同程度の水準とな

り、決して八郎瀉町の給料が低いという訳ではありません。

次に定員管理についてですが、平成の大合併当時に自立を選択した本町ですが、自立計画時点の平成17年1月における職員数は76人、平成21年度末では60人、その後、国の福祉制度政策の充実等により、平成27年4月には63人に、今年4月には67人と社会情勢に合わせ職員数を増やしてきております。

近年、地方創生の取り組みや人口減少対策などの新たな分野の行政需要が増加しており、しかも一朝一夕には成し得ない、継続的な取り組みが必要であると認識しております。

しかしながら、町財政の健全化の維持も考慮しなければなりません。

議員ご指摘の町民ファーストな町政運営に対処するため、人力的には認定こども園への職員派遣が令和3年度で終了すること、新規採用職員とのバランスを考慮しつつ退職者職員の再任用制度を活用することで、職員数を確保して参ります。

併せて、機構改革も視野に入れながら、必要な部署に重点的に職員を配置することといたします。

専門的知識を有する人材の確保を検討する場合もあろうかと思いますが、現職員の質を高めるために、職員研修もさらに積極的に取り組んで参ります。

10番 金一義

今ご答弁ありましたけども、ラスパイレスの内訳がだいたいそうなんでしょうけど、実際、全国的にねネットに入ってきてるのを見ますと、やっぱりその数字というのは変わらない訳です。

これは内部の話であって、やっぱりよそから見ると八郎瀉ではどうしてなんだろうと全国レベルでもワースト14の位置にある訳ですよ。そこら辺やっぱり一般の町民、県民が分かり得るような数値ではないと思います。

だからそこら辺の改善策、今年は2名の採用どうのこうのとありますが、結局職員の皆様には非常に言いにくい話ですけれども、これからの優秀な職員の採用、今町長にありました町民を考える、そういう行政をやるにすればやっぱりそれなりの職員を採用するためにも、このラスパイレス指数の数字を見るとやっぱりちょっとという考え、職員募集の段階でどういう応募の方法なってるのか私は分かりませんが、一般の新卒の方がどこへ行きたいと考えていると思いますよ。

この指数を見るとやっぱりちょっとという感じになるんじゃないかと、ということで質問の題材に挙げた訳ですけども、結局この分布見ますと90未満というのが30年4月で我が町一つなんですよ。

そして90%以上95未満でもこの9町村ある訳でして、そういう形でも県内の平均が93.9%、さっき92%で平均に近いとおっしゃったんですけども、これは当局の話であってやっぱり一般の方々がその認識する形ではない、そこら辺の考え方を教えて下さい。

町長 畠山菊夫

前置きで給料が決して安い訳ではないのです。それで報道の仕方見ればラスパイレスというのは反映されてきます。職員の採用の時にやはり八郎瀉町役場が低いというイメージ、これはあるかと思いますがただ試験を受ける皆さんにとっては、もう情報も提供しておりますので、こう自治体の給与水準はもうみんな分かると思うんですね、それで職員採用についてはそんなに影響はないとは認識しております。

そういうところでこの報道の在り方についてちょっとね、本当に職員数が小さい自治体です。本当県内でも少ない町ですうちの方は、それで一人か二人そういう風な職員がいると、グンと下がってしまう、という風な繰り返しの答弁になりますが、そういう風な感じですので、ご理解いただきたいと思います。

10番 金一義

話される中身はだいたい分かって質問されてるんですけども、ようするに一般で見ると何で見るとかという、こういうもので見るとすよね、他の町村はどうかいまいちこちらの方に電話して、それは初任給はみんな同じなんですよ、とおっしゃるでしょうけども、じゃあ何でこの指数なんだと不安がやっぱり過ると思う訳ですよ。

だからそこら辺を今後考えていただければなということで、題材に取り上げさせていただきました。

次に職員の数なんですけども、いろいろ前段の方にも話もあったが、私は職員数は非常に八郎瀉町としては足りないんでないかと、うちの方の定数条例は何人ですか。

町長 畠山菊夫

定数条例は85人となっております。

10番 金一義

これを私聞きましたのは、現在66名、幼稚園の方から何名とさっきお話しありましたけども、現在の地方創生いろんな仕事というのが入ってきてると思う訳ですよ、それ

でここにちょっと抜粋してあるんですけども、小坂町は人口が4,950人で77人の職員数です。

上小阿仁村が2,224人で65人、藤里町が3,150人で72人、八峰町がうちよりちょっと多くて6,965人で110人、隣の五城目町が8,935人で135人の職員数、井川町が4,647人で66人でした。

そして大潟村が3,092人で60人です。うちの方が5,711人で66人という数字となっておりますけども、職員さんが結局今の行政の在り方で実際この人数で、果たして間に合って仕事の効率というんですか、そういうものが実際組長さんから見てどういふ感じで見受けられるのかなと思って、これも取り上げてみました。

非常にこう簡素化されている、さっき話したように町の職員というのは、町民のための職員であって、自分のためじゃない訳ですよ、だからそこら辺を適切な職員数でやっぱり特別な部門においてはやって、というこのビジョンをやっぱり町としては持って、仕事をしてもらうのが姿でないのかなと、そう思ってまず今この問題も取り上げてみました。そこら辺。

町長 畠山菊夫

人口に対する職員数については、いろいろ今、金さんも言いましたけども、五城目の場合は消防職員も抱えている、うちの方も確かに幼稚園も今おりますけども、そういう事情でうちの方は全体的に少ないと思います。

そうした中で私自身は、地方創生事業、産業振興この部分はやっぱりもう少し人員を確保したいなどは思っておりますけども、私が町長に就任した時にやはり財政的なものもありまして60人体制でした。これは幼稚園も含めまして、随分少ないとは思っておりますけども、それから徐々に増やしていきまして、図書館の職員も2人採用しております。

そういうことでも現在は足りないとは感じております。

10番 金一義

町長さんが足りないということですので、そこら辺を念頭にですね、やっぱり先程も話したように、町民ファーストの形で役場が動いていただきたいと、それが一つの我々町民としての大きな希望でございます。

それでこれは朝日新聞に載っているんですけども、この職員数が足りないということで、やっぱり一人で苦情対応、上司から叱責ということで24歳の町職員が自殺というのが、この朝日新聞に載ってます。

だからこういう形でやっぱり職員に対する負担というのは、やっぱり目に見えない部分が非常にあると思う訳です、町民からのいろんな話し合いとか、それと上司からのという感じで、この24歳の方は自殺とありますけども、うちの方ではそういう形で今休んでいる方いらっしゃいますか。

町長 畠山菊夫

今のところはございません。過去にはおりました。

10番 金一義

そういうことで一つ我々町民のためにやっぱり職員の数を適当な場所に、先程町長も話したようにこの後もまた出てきますが、増やす場所に対してはある程度やっぱり英断を持って配置していただいて、仕事をしてもらうという形で何とかお願い出来ればと、お願いいたします。

じゃあ次の二つ目の質問に入らせていただきます。

町の産業振興ということで、これは何回もやったんですけども、取り上げてみました。

工業をはじめとした地域の産業振興に意を用いない基礎自治体、市町村は今後の少子高齢化、地方分権、自己責任要請の流れの中で、財政破綻や行政サービスの低下を余儀なくされる恐れがあります。

これからは自治体自らが、先行地域の経験に学びつつ、独自の戦略による産業振興に着手し真剣に取り組んでいくことが必要であるとあります。

町の6次総合計画にも産業振興により、町を豊かにすることは、地域経済の活性化や町民の活力の向上につながるほか、新たな雇用の場の創出や若者層の定住にもなると提言しております。

秋田県では「秋田の農林水産業と農山漁村を元気づける条例」を平成15年3月11日交付しています。

第4条の2には県の責務等として、県は市町村が農林水産業及び農産漁村の新興に関する施策を策定し、及び実施しようとするときは情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとする、とあります。

そこで質問です。これまでに八郎潟町の新興のために県に情報の提供、助言その他の必要な協力を求めた事例があるかについてお尋ねします。

また本町の第6次総合計画には、にぎわいと活力あふれるまちづくり、を細目に示し

ています。

現在の進捗状況と、今後の課題と方向性も併せてお願いします。

町長 畠山菊夫

秋田県で策定した「秋田の農林水産業と農山漁村を元気づける条例」は農林水産業者が自らの経営に関する将来の展望に基づき、創意工夫に富んだ意欲ある経営を展開できるようにすることなどにより、農林水産業の持続的な発展を図るとともに、多様で活力に満ちた農山漁村を構築することを目的とする、としています。

過去にも本町での事例があったかということですが、本町においては、平成12年頃から試験的に水稲直播を行う農家がおりましたが、平成15年度からは省力化技術定着化推進事業として、八郎潟町水稲直播研究会を設立、専用田植機を購入し、秋田県の指導を仰ぎながら水稲直播に取り組んできました。

しかし、水稲直播については、播種後の鳥害により種子が食されるなど問題があり、播種後に移植栽培に切り替えたりした経緯がありましたが、その後、研究会は解散してなくなっています。

現在は、1法人のみが約2ヘクタールの水稲直播を行っております。

次に、第6次総合計画において、主要施策として商工業については5項目が掲げられています。課題は空き店舗の利用及び後継者不足などがあります。

今後の方針としては、湖東3町商工会と連携を取りながら店舗を閉鎖する事業者の情報をいち早く仕入れ、閉鎖する店舗の所有者と交渉しながら、いくらかでも空き店舗の利用につなげていきたいと考えております。

観光については5項目が掲げられていますが、商工業と同じく空き家の利活用が課題となっています。

空き家を利用した宿泊施設やスポーツ交流のための空き家を利用した合宿所の設置を目指していましたが、これは、新やなぎ館を想定したものであり、この計画は見直しが必要となっています。

雇用については2項目が掲げられていますが、子どもたちへの商工業の体験学習が課題となっています。

今後、小中学校と連携をとりながら検討が必要と思っています。

いずれ、それぞれ目標が達成できたもの、できなかったものがあります。今後はできなかったものについてはその事業を検討し、今後の参考にして事業を推進していきたいと思っております。

農業振興については主要施策として6項目が掲げられています。課題は特産品の研究開発が進んでいないことです。

これについては、一朝一夕でできるものでもありませんので、JAと連携をとりながら検討していきたいと思っております。

先ほども申し上げましたが、目標達成できなかった事業については、その事業の検証後、これからの事業の参考にして行きたいと思っております。

10番 金一義

これは前段の移住と空き家の問題だったけども、前段の方々も触れておりましたけども、結局、進行状態はほとんど進んでいないんじゃないかということが感じ取られます。

それで地域産業全体については、まず、雇用の場の拡大に結び付く、これほどこもやっているんですけども、なかなかできないというのが企業誘致ですね。それと次代を担う人材育成、それと大きな問題は産業観光と結び付いた地域産業の育成、農林産業の新興方策については、後継者の確保育成、特定産物、今町長がお話しされた産地形成やブランド対策の推進、農産物の流通改善や販路開拓・直販事業など流通販売対策等の推進と掲げられますけども、なかなか第6次総合計画を見て、難しい問題を表題にしてあるのでそこら辺がなかなか町としても、追いついて行かないんじゃないかと、だからまずやれるものから徹底的に、たくさん項目を揚げなくてもいいから、やれるものからやっばり手を付けて行ったらどうなのかと思って、町で作ったプランの中をよく見ているんですけども、だから我が町にはどれが合っているかということ、やっばり真剣にそういうものを検討なされてはいかがでしょう。そこら辺。

町長 畠山菊夫

確かに項目はいっぱい並べなければ、何でそれをやらなかったのか、載せなかったのかということもございます。

本当に難しい問題もありますけども、議員言われる通り出来るもの、これに富むのが一番早い道だと思っております。

まず後期計画の見直し、総合戦略も含めてこの後行いますので、その中でしっかりやれるものを重点的に対応して行きたいと思っております。

10番 金一義

これは町の方から印刷きてるものだけでも、この中でやれるものを徹底的にみんなで

町民方々とやるということが一つじゃないかなと思います。

それで後産業振興の中でも、観光というものがあるんですけども、私ちょっとネットから取ってきて非常に申し訳ないけども、鋸南町という千葉県ですけども、これはまあ後からまた出てくるんですけども、道の駅は廃校を使ってるということの、これはまた後から話します。

それで青森県田舎館村、皆さんも分かってるけども、田んぼアートで非常に大きな観光事業をやっている、芸術性の高さから話題となり全国から年間30万人以上の集客を実現したと、27年度は観覧者数が34万人、展望料金収入が6,200万円、それで28年度は展望収入が9,300万円に上がったと、また後期観光見込み客数の増加を図るため、28年度からスノーアートを核とした冬の田んぼアートも取り組みを開始したとまずね、だから我が町の浦城とかそういう形が、やっぱり一生懸命あの人もやっております。

結局なかなか観光資源のない町ですけども、八郎潟町の残存湖と組み合わせた一つのものの大きなサイクルで観光資源を開発する、で人を寄せるということが大事じゃないかと思って今この問題を話したんですけども、そこら辺は今即答するという事じゃなくて、面と考への中に頭の片隅に入れてもらったらいかかなと、そう思ってまず今青森のことを取り上げてみましたけども、そこら辺一つ、こうするという訳でないんですけどもね。

町長の基本的な考えをプラスしてお話ししていただければ有難いです。

町長 畠山菊夫

正直言います、観光事業この狭い町で大変なことだと思います。

以前はバス釣り、これで一時賑わいまして飲食店業者や旅館業、こういうものが栄えた時もございますけども、県のキャッチ&リリース条例が設置されてから、下火になりまして今は細々とは来ておりますけども、釣りで観光事業というのはなかなか出来ないだろうと思います。

そしてまた景勝地としてもこれもやはり無理があるだろうとも思っております。

本当に浦城の皆さん、田んぼアートの皆さん、会長やられてますけども非常に交流人口も増えて、そういう方達が町にいかにお金を落すのか、商店街の方にあるいは誘導出来るのか、そういうことを常に考えて取り組みをしておりますけども、近くの食堂さんは食べるころは、これは間違いなく効果が出ております。

そういうことも含めまして、いかに商店街の方にお客さんを誘導するかということは課題の一つかなとは思っております。

交流人口伸ばすためと言いますが、はちパルも今交流人口増えるためには結構来館者が増えておりますので、それも含めまして観光事業の在り方、これをもう一つ前へ進めて参りたいと思います。

10番 金一義

これは6次総合計画の中にね、観光というのがあって盆踊り、願人踊り、自然文化歴史等の地域資源を活用し、観光が町の主要産業になるよう云々とある訳です。

だからそこら辺もこの文言どおりには行かないと思いますけども、一応作文書いた以上は少なくとも60%位までは上がって行くようお願いしたいと思ひまして、こういうのを取り上げてみました。

何とか頑張っていただければ有難いです。

次、三つ目ですけどこれも先程から話しておりました、八郎潟町移住定住促進計画は、ということで質問します。

内閣府がこの5～6月に実施した、生活意識・行動の変化に関する調査では、三大都市圏の居住者で移住への関心が高くなった、やや高くなった、と答えたのは合計15%で東京23区の20歳代では35%に上るとあります。

移住・定住における課題として、仕事・住まい・子育て・移住者支援・生活インフラ・情報発信の6分野とあります。

本町の基本理念と計画の位置付け及び計画期間はどうなっているか。

また、11月9日、県が推進するリモートワークについて、24市町村の首長が連携強化とありますが、この問題について本町の取り組みと考へをお示しいただければ有難いと思います。

町長 畠山菊夫

町では移住・定住促進計画は策定しておりませんが、総合戦略の中で4つの視点にそった取り組みを進めています。

一つ目は、東京圏等への人口流出に、歯止めをかける、社会減少の抑制。

二つ目は結婚・出産・子育ての希望をかなえる、自然増の促進。

三つ目は地域産業の新興による雇用の充実、新卒者の地元就職、Aターン者の地元回帰。

四つ目は次世代を意識したまちづくり。の4項目です。この4項目を推進するために、さらに4つの基本目標を定めています。

一つ目は、雇用を創出する。二つ目は、ひとの流れをつくる、三つ目は、結婚・出産・子育ての希望をかなえる、四つ目は、地域社会を形成する、この4つを達成するためにさらに具体的な施策にそれぞれ取り組んでいます。

なお、移住・定住促進計画については、今後検討していきたいと思っております。

10番 金一義　　今うちの方では住・定住というのは策定されてないということですが、これを見ますと北海道厚真町の資料ですけれども、人口はうちの方と同じ5,240人です。そこでは取り組みの成果として、子育て支援住宅への移住者数15世帯、62名、分譲地への移住者数11組、30名、地域おこし協力隊終了後の定住者9名、新規起業者13名等々がございます。こういう形で成功している地域がございます。だからこの真似を云々ということじゃなくて、よく言われております八郎潟町は住み良い、交通の便も非常に良い場所なんです。都市部、秋田市へも近い、昔からこれは言われて一時いろんな方々がこの町に定住された経緯がございます。今はこういう時代なので、なかなか新しい家造るにもこっちの方へ造らないで、都市部の方へ造るとか、そういう形になっておりますけれども、やっぱり移住・定住の窓口を設けていただいて、三大都市圏移住フェアへの参加をすると、そして地域おこし協力隊の、さっき私聞いたときは考えていないということでしたけど、前段の方の話だと考えましょうということでしたので、それを活用しながら移住・定住の仲介、これは分かるかどうか分かりませんが、仲介サイトの活用なんですけれども、この仲介スマートというのはご存知でしょうか。

町長 畠山菊夫　　ちょっと私には分かりません。

10番 金一義　　これにはですね、県内の登録町村数は、小坂町、鹿角市、五城目町、北秋田市、羽後町大館市、湯沢市等々がこのサイトを利用しておるようです。これ一か月千円位ということで載っておりました。だからいち早くこういうものを見ながらしていただければ有難いです。それで都道府県の定住意欲度ランキング、2020年のですけど、1位は北海道の定住者数は84.9%、2位が沖縄の81.8%、で最下位の秋田研県が66%です。これも地域の持続等とありますけれども、満足度、幸福度は秋田県が一番低い47位です。それに乗っからないで、やっぱり我が町は我が町の良い部分を材料にしながら中央に発信していただければなと思っております。それと先程町長さんに話した、9日に集まったときのキャスル、9日に行っただけでしょう。新聞に載っていたので、どういう中身の話し合いになったのか、そこら辺のということで今回の題材にも取り上げています。

町長 畠山菊夫　　コロナ禍の関係でおそらくこういう案が出たと思います。移住・定住に関して県の施策に関してです。これについて秋田県が主導で進めておりますけれども、首都圏から秋田への移住体験推進事業として、秋田県住宅リフォーム推進事業の補助金を併せて活用して進めるものでございます。本町では移住体験推進事業は実施しておりませんが、秋田県住宅リフォーム推進事業が、町独自のリフォーム推進事業と併せて進めております。これに24市町村の首長という意味がちょっと分かりません。

10番 金一義　　これね、上小阿仁村長さんが亡くなって。

町長 畠山菊夫　　ちょっとこの内容、こういうものはあったことはありました。

10番 金一義　　そうすれば出席者は誰？

町長 畠山菊夫　　上小阿仁は誰も出なかった。県と協働のプログラム事業、これは政策事業は私が出ました。

10番 金一義　　ここに新聞の切り抜き私持ってきましたけれども、この中には人材企業誘致促進へコロナ後を見据え連携、と書いてあるんですよ。だから県・市町村協働政策会議って謳ってありますから、これに対して帰って来た後、

本町ではどういう形のお互い話し合いをしたのかな、ということで題材に取り上げてみました。分かりました。

次に、廃校にある小学校、これは前からもう質問しております。活用状態ですね。

文部科学省は、廃校の発生数とその活用状況等を把握することを目的に、廃校施設等活用状況実態調査、を実施しております。

公立学校の廃校活用状況は、平成28年5月1日現在で廃校数、これは公立だけの話で、私立は入っていません。6,811校で施設が現存している廃校の数は5,943校でそのうち活用されているのが4,198校の75.6%となっております。

活用されていない校舎は、1,745校の29.4%、そのうち活用がの用途が決まっている314校の5.3%で、活用の用途が決まっていない1,260校21.1%とあり、そのうち取り壊し予定が171校の2.9%とあります。

本町では、廃校になった小学校を有効活用につとめると、前にご答弁されております。

このまま活用のない場合の費用の額も馬鹿になりません。活用についての検討過程の状況と公募の経過もお示しください。

また、先程の新聞では、県内では少子化が進み、2021年3月で13の小学校が閉校するとありました。よろしくお願ひします。

町長 畠山菊夫

小学校の今後の活用状況ですけれども、以前は駐車台数が確保でき保育園も近いことから、大手コールセンターから問い合わせがきたことはあります。

検討した結果、センターとして業務を行うには老朽化が激しいこと、それに加えてそれに伴う多額の回収費用が必要であることから、断念に至った経緯がございます。

もしコールセンターが来れば、雇用の場にもなっておりますし、いろいろ条件もありまして緩和しながらやろうとしましたけれども、結局、建物が古いということで断念した経緯がございます。

現在は農業作物のハウス栽培2件に活用できないかということで、模索しているほか法人福祉施設から事業拡張に向けた利活用のご相談を受けております。

また、避難所等で使用する防災備品、町民運動会用備品、除雪機械等の収納庫としてさらに役場臨時書庫としての活用を、という職員意見もございます。

有料での賃貸になるかどうかは、事業により考え方が異なってきますので、具体的に決まってきたらそれも検討して参りたいと思っております。

10番 金一義

そうするとまず今のところは、町長さんがお話された形で進めてるということでしょうか。いずれ公募の話なのかその形が我が町としてはどういう形で今後進んでいくのかなということで、これ取り上げてみたんですけども、早く決まっていたいただければ有難いですが、公募にしてやったのかね今のお話しがどういうシステムでその話がきてるのか、これは活用方法の5つのステップというのがあるんですよ。

ステップの一つ目としては活用方法の検討、二つ目は情報発信、これはこっちの方ですね、三つ目としては提案内容の検討、四つ目として活用決定、最後はただ貸すのか売なのかという形の進行状態があるみたいですけども、だからうちの町ではどういう形でこれを押し進めて行ってるのかなと。

これ前に調べてあったんですけども、令和2年度の小学校の基本簿価ですね、3,100万位で体育館を併せると約4千何某かの基本簿価になっております。

2年度の小学校の管理費が225万2,500円となっておりますけども、そこら辺の費用等を考えてみますと、非常に長引けば長引くほど学校自体も廃校ですので、傷んでいきます。

だからそこら辺のもの町の活用方法のステップの進め方が、これは町としても大変でしょうけども、どういう形でこれを募集したのか、それとも中央の方にそういう場所があって、そういうところに流しているのか、いろんな仕組みがあってやっているとありますけども、そこら辺が我が町としてはどうなってるのかなと思って、そこら辺聞きたくて、お願ひします。

町長 畠山菊夫

小中併設校にするとうことで、小学校が空き校舎になる情報というのは、それを見つけて出してきた業者が、今お話ししました業者でございまして、国の地方創生事業に申請を出しまして、認可されれば初期投資にいくらかでも資金を活用するというので、そのプランが認められれば、事業が進められて行くと思います。

ランニングコストに関しましては、これは体育館を使うこととしておりますので、電気を止めることも、水道を止めることも出来ないし、それが体育館を利用しなければ全部ストップすることは出来ますけども、そういうこともありましてランニングコストは掛っております。

10番 金一義 それは体育館の使用は十二分に分かってますけども、結局今その形がどうなるのか分りませんが、もう一つ前に提案してあったんですけども、体育館の使用ですねうちは北都銀行が指定金融機関ですので、そこら辺のアドバルーンを上げるためにも今のバドミントンに使っていただくという方向で進めて行ったほうが、非常に町としても観光資源になるんじゃないかと、これは前に話ししようと思ったけど、そういうことも併せて考えてですね、ようするに町をどうやって持って行くかということを検討させていただければ有難いんですけどもまずね、ここでなくて向こうの体育館でもどこでも大きなアドバルーンを一つ上げて、毎日来るような状態なのかそこら辺は分かりませんよ。

だけどもやっぱり交通の便から何からここは非常に、何度も触れますけども秋田から高速道路で降りたインターのすぐそば、という感じでありますので大きな観光資源にもなるんじゃないかなと考えております。

だからやっぱりそういうものを利用出来るものは徹底して利用して行ったらどうなのかと思います。結局あちこちでオリンピックのためには海外との交流でやっております。

美郷町もやっております。だからうちの方でもそこら辺を、空いている施設をですね、やっぱりうまくこう皆に使ってもらうためにも一つの大きな考え方で、それは改修にはお金に係ることもあると思いますけども、これも一つの投資ですので、考えていただければ有難いなど、ただ待っていてはなかなか出てこないと思うので、やっぱりこっちから突っ込んで行くのが必要じゃないかなとおもって提案してるところですけど、そこら辺。

町長 畠山菊夫 先程、コールセンターのお話ししました。やはりこう見ましたら、大分やっぱり老朽化が激しいです。でIT関係のこともいろいろ考えました。

でもやはり改修費用がかなり係るだろうということもあります。金さんおっしゃる北都銀行のバドミントンの合宿所という形のお話しはされておりましたが、私も美郷町長に伺ったところ、やはりかなりの体育館の空調から何から、かなりお金は掛ったそうでございます。

小学校の建物を合宿所になると、かなりの金額が要するだろうと思いますけれどもあの小さな体育館で本当に合宿所として出来るのかどうか、これもちょっと無理がありました。

美郷の町長にちょっと伺ったところ、そういうこともありまして、ちょっとその合宿所を充てることはちょっと無理があると私自身はそう思っております。

10番 金一義 ここに小学校の活用で先程話しました、千葉県鋸南町という町なんですけども、ここではようするに地方創生推進交付金を使ってですね、農山漁村活性化プロジェクト、それと都市共存共生対流総合対策交付金と、色んなのをやって今は道の駅交流施設というものを作っているそうです。

やっぱり考え方によれば、色んな考え方があると思うのでまずこれはやっぱり投資しないでは、投資なくしてはやっぱり人は集まってこないと思います。

現状維持のままでまだ使えるのであれば、それに越したことはないんですけども、やっぱり一般的に社会に訴えるような施設となれば、やっぱりそれなりの投資は必要だと思います。

それを持って思い切った施策で、まず何とか第6次総合計画の文言にあるような新しい町づくりにしていただければ、この町も非常に潤いのある町に変わっていくんじゃないかと、そういうものを期待してここに立って居る訳ですので、何とかそこら辺よろしく願って、質問を終わらせていただきます。一言お願いします。

町長 畠山菊夫 先程もちょっと言いましたけども、後期計画の中で見直しをして、出来るものからやって行きたいと思っております。

10番 金一義 はい、じゃあこれで終わらせていただきます。

議長 村井 剛 暫時休憩します。

(休 憩)
(再 開)

議長 村井 剛 休憩以前に遡りまして会議を再開いたします。
次に、6番 北嶋賢子君の一般質問を行います。6番 北嶋議員。

6番 北嶋賢子 議席番号6 日本共産党の北嶋賢子です。
質問の前に、先程来皆さんから移住・定住の話が出ておりましたので、私の体験したことをちょっと報告したいと思います。

町内のアパートに入っているという方と話をしました。名前が珍しかったので、どうして八郎潟に来ましたかと聞きました。

そしたら医療費はどこも皆同じだ、違うところは給食費が無料というところで、結婚したら八郎潟に住もうと彼女と決めました。そう言うんです。

若い人達の言うことはまたちょっと違うんだなと思いましたが、じゃあこれから家を建てなきゃいけないねと言ったら、そしたら今頭金を貯めているんだと言います。

頭金なら親が出してくれるんじゃないのと言ったら、親には頼らないと言いますよとても前向きな青年でした。こういう方も町内のアパートに入っているということも皆さん知っていただきたいと思います。

そしてもう一つは中嶋の町営住宅を解体するのに、隣町に移住した家族がいます。

その方が言うには、こっちに來たら水道が安くてびっくりした、そう言うんですよ。

ですからこれはやっぱり町のマイナスな点になるかと思って、報告をしたいと思いません。三項目の通告をしました。共産党ですので、命を懸けて特攻に追われながらも戦争に反対した党の一員として、そして原発事故で罹災をした家族の一員として、そして後暮らしの問題と平和と命と暮らしの問題で通告をさせていただきました。

一番の太平洋戦争の開戦記念日にちなんで、というところに入って行きたいと思いません。

平和であることに感謝しています。朝のテレビ小説エール、戦時歌謡で若者を戦地に送り出した事に苦しむ作曲家の姿と、多くの若い命を大空の彼方へ片道切符で、片道分の燃料で飛ばしてやった事を死ぬまで後悔していた父の姿が重なりました。

父は消防の靴音が嫌だと言って、協力はしたけど団には入りませんでした。息子が6年生の時、当時の総理大臣の国会答弁のニュースを見ていて、この人憲法違反している、日本は戦争はしない、軍隊は持たない事になっているのに、自衛隊を認めていると言ったのです。

子ども達を戦場に送ってなるものか、と50年も活動をしてきました。孫たちも伸び伸びと勉学に勤しんでいます。このことが平和であること、憲法9条の存在意義を示していると思います。

一方、自衛隊には感謝をしています。原発事故で施設に取り残された義理の母を救ってくれました。

どなたがどの様な形で救ってくれたかは、知る術がありませんでした。災害時に出動する救難隊はあっても、戦争する軍隊はいりません。

平和憲法に反すると思うのですがということで町長の考え方を知りたいと思います。

二番は核のごみ処理に関連して、福島的第一原発から出た処理水を海に放出する話が出ています。

そして女川原発が再稼働しようとしています。再稼働しないようにと10万もの署名が集まっているのに、宮城県の知事は今再稼働しようとしています。

今、北海道では核のごみの最終処分場の問題が浮上しています。積丹半島の付け根に泊村原発があります。

泊まりの隣は神恵内、西側には寿都があり、寿都の隣は銘水で有名な黒松内があります。黒松内の道の駅で銘水で作ったそばは絶品でした。

今、家はイオンから黒松内の水を買っています。イオンに売っておりますので、ケースで買っております。

時を同じくして昨日、一昨日のさきがけ新報に、核のごみ拒否動き加速、北海道調査町村に隣接の自治体、このような表題で昨日、一昨日のさきがけ新報に載っております。

この議員さんたちが今頑張っているみたいですがけれども、頑張してほしいなと思っております。

寿都が名乗り上げたとうことでニュースに出たときに、おやー黒松内の隣だにゃ、そう思いました。黒松内の水を買っているのに何てことするんだろうと思いました。

西側に積丹半島の付け根に泊原発があります。泊の隣は神恵内、西側に寿都があり寿都の隣は銘水で有名な黒松内、噴火湾側はとてにぎやかですけれども、日本海側は道の駅も小さく漁村が続きます。

函館から走って泊村に入っすぐ原発で豊かになった村だと直感しました。と言うのは初めて夫の実家を訪れたときに、自然の豊かさと裏腹にビワが生り、柚が生り本当に雪も降らなくてきれいな町でした。

それとは対象に生活の貧しさを見ました。初めて行ったときにテーブルの上にどんと煮豆がおかれまして。そして食べれと言います。これどうやって食べるのだろうと思って黙って見てました。

そしたら手のひらにスプーンで豆をすくってそして食べるんです。食べた後ふきんで拭くんです。うわーこんなことするんだと思いました。

親戚に連れて行かれましたけれども、親戚でもやっぱり同じなんです。ここはこうい

うところなんだなと思いました。

ところが原発が来てから、遠浅の浜が消えた代わりに、生活の豊かさが目につきました。太平洋に向かって左手5キロに第一原発があります。右手5キロに第二原発があります。両脇に原発が出来たことで、本当にきれいだった遠浅の浜がすっかり無くなってしまいました。その変わり生活の豊かさが目につきました。

そして原発事故後の今があります。年が明けたら10年になりますけども、未だに帰還困難区域になっています。罹災家族の一員として、馬の鼻面先にニンジンを下げるやり方を私は許せません。

泊村の東側には与市、小樽、札幌と続きます。与市は宇宙飛行士の毛利さんの出身地です。そして朝のテレビ小説のマッサンのニッカのウイスキー工場もあります。

西風が命の代償にならないようにと願っています。原発がなければゴミも出ません。

どうして原発をゼロに出来ないのか、地球を壊すのも人間なら育むのも人間だと思うのですが、と一言で質問をさせていただきました。

最後に暮らしの問題として、段差をなくし歩道に一筋の点字ブロックを新庁舎まで、と題しました。

私たちの町には近隣町村にない南北に歩道のある自慢の商店街があります。昭和20年の一日市の大火後に、家も焼けてますけどもこの大火の後に、まずは南北に一本の大きな道路を作った、それぞれに家が建ちはじめたので、小路まで手がまわらなかった、当時のことを新米の私に教えてくれたのは、大先輩の畠山議員さんでした。

信号機にはメロディもついています。福祉の街らしく段差をなくして新庁舎まで安心して行けるように、歩道に一筋の点字ブロックの設置を、と一言で題しました。

よろしくをお願いします。

議長 村井 剛 畠山町長。

町長 畠山菊夫 北嶋議員のご質問にお答えします。

12月8日は、1941年昭和16年に日本がアメリカとイギリスに宣戦布告した開戦の日です。8月15日の終戦の日と並ぶ大事な日と認識しております。

戦争は国民を犠牲にします。特に弱い立場の人ほど犠牲になります。戦争の敗者である日本だからこそ、二度と戦争による惨禍を生じさせてはならないと思っております。

全世界の恒久的な願いでもあると受け止めております。

憲法9条と自衛隊問題に関しては、自衛隊明記案も示されましたが、憲法の基本原則である恒久平和主義や立憲主義の観点から、徹底した国会での議論を尽くしてほしいと願っております。

次に、太陽光や風力などの再生可能エネルギーは、発電時に二酸化炭素を排出しない貴重な資源です。

地球温暖化にも資するため、国では再生可能エネルギーが占める割合を2030年度には22～24%を目標としています。

しかしながら、昼夜を問わず安定して発電できる原子力の代替の役割を担うことは難しいとされています。

特に北海道では、本州からの送受電量が限られていることから、太陽光や風力が系統に与える影響は、総体的に大きくなっているようです。

原発ゼロは望ましい姿ではありますが、現状の経済社会においては、総合的にエネルギーを確保していかざるを得ない段階ではないかと考えております。

次に、一日市商店街から役場新庁舎までの歩道に点字ブロックの設置を、とのことです。点字ブロックは、視覚障害者にとっては安全かつ快適に移動するためには大変有効な設備であると認識しております。

しかし、他方では高齢者や足腰の弱い人がつまずく、自転車や電動カートの障害になる、雨天時や氷結時に滑りやすくなる、などといったような改善が望まれている声もあるのが事実であります。

また、視覚障害者誘導用ブロック設置指針においては、視覚障害者が日常的に利用する生活道路や駅などの公共交通機関と視覚障害者の利用が多い病院等の公共施設を結ぶ道路などが設置の対象となっていることもありますので、道路管理者であります県への点字ブロック設置の要望につきましては、視覚障害者の利用者数と設置した際のデメリットを慎重に見極めたうえで、対応を決めて参りたいと思っております。以上です。

6番 北嶋賢子 有難うございました。点字ブロックがデメリットがあるということが、今初めて分かりましたけれども、秋田市内なんかは付いているんだけど、私自身も研究をしてみたいと思っております。

それから核のゴミ処理に関しては、北海道の知事も寿都の町長に対しては、もう少し

考えてほしいと言ってますから、やっぱり地域の周辺の議員さんたちがこれから解決に向かって行くと思いますので、それに期待をしたいと思います。

何と言ってもやっぱり罹災しているものだから、その家族としてすぐ目に付いちゃうんです。この核に対しては、ですから良い方向に、良い方向にと進んで行けたらいいなと思います。

そして今回付託された4年間の最後の議会でしたので、さて何を取り上げようかやっぱり共産党だから、平和と暮らしとそして原発のことだろうと思って通告をさせていただきました。

答弁はいいです。どうも有難うございました。

議長 村井 剛 これにて、6番 北嶋賢子君の一般質問を終わります。
次に、8番 村井昇君の一般質問を行います。はい、8番 村井議員。

8番 村井 昇 8番 村井昇です。今年最後の一般質問になりますが、よろしくお願ひいたします。午前中の一般質問では、はちらぼについて近藤議員より質問があり重複するところもあると思いますがよろしくお願ひしたいと思います。
一つ目ははちらぼハウス・商店の経営状況についてお聞きします。はちらぼハウス・商店も早いもので3年目になろうとしています、経営内容はどうでしょうか。
毎年赤字経営で町から2千万円台の補助金を受けながら経営してる訳ですが、今年の12月3日で3年目を迎える訳ですがどうでしょうか。
改善されなければ経営の改善に取り組んでもらいたいと思いますが、町ではどのように考えているのでしょうか。

議長 村井 剛 畠山町長。

町長 畠山菊夫 村井議員のご質問にお答えいたします。
はちらぼについては、NPO事業の実施状況や収益事業の赤字問題について、どのように改善していくのかの改善計画を提出していただくよう通知し、7月末に回答をいただいております。
内容は人件費圧縮のため退職者の補充を行わず、各分野のスタッフをワンチーム化して補完する一方で、弁当・惣菜のバリエーションの強化や、お客様の需要に応える対応により売り上げ増を目指し、赤字の圧縮を目指すということです。
今後の方向性については、互いに改善点を見つめ直して参ります。

8番 村井 昇 私から見るとほとんど改善されていないと思います。もう12月ですのである程度は3月までの決算の見通しが立つと思いますがどうでしょうか、見通しについて今後どの程度の利益が出て、今年は何の程度の補助金があるのかどうか、来年度はあるのかそこら辺もし今の状況で分かったら教えてもらいたいと思います。

議長 村井 剛 はい、千田産業課長。

産業課長 千田浩美 まだ詳しい資料はこちらの手元には届いておりませんが、近藤議員の質問にお答えした通り、売り上げについては述べております。
ただ来年度の予算の関係につきましては、今後資料上がり次第検討して行きたいと思っております。

8番 村井 昇 分かりました。令和2年度の計画では、売り上げ高が約4千万近くになっていると思います。計画では3,600万円の計画です。計画そのものが補助金がなければ成り立たない計画であったと私は思っております。
年間4千万ですと一か月約330万円で、一日当たりになると11万円の売り上げです。約18人の従業員に給料を払っていくとしたら、どう考えても採算がとれないのではないのでしょうか。
もっと売り上げを伸ばすか、従業員の人数を減らさないか間に合わないのではないのでしょうか。車での無料送迎や弁当の注文、配達に力を入れているようですが、昨年と比べてどの位伸びて毎月の売り上げはどの位になっているのか、今までの流れを教えてください。

町長 畠山菊夫 先程もお答えしましたが、売り上げの向上と人件費の抑制については、頑張ってもらっています。
送迎・配達についてですが、2019年度送迎は49件、配達は1,920件でありま

す。今年度2020年度4月から10月まででは、送迎51件、配達は2,023件となっています。
売り上げについては、4月から10月までの比較でございますが、2019年度は2,277万4千円、2020年度は2,406万9千円となっています。
コロナ禍の状況下でありながら鋭意努力しているものと思っております。

8番 村井 昇 今2,400万位と言いました。これは今までの11月分まででしょうか。

町長 畠山菊夫 4月から10月までです。

8番 村井 昇 後、大体半年位だと思いますが、後5カ月間の売り上げがあると、この後伸びたとしても5千万まで手が届くか届かないかの数字だと思います。
それでもおそらく売り上げだけで5千万位ですと、経費を削減すると2千万以上補助している関係で、どう見てもやはり来年度も助成しなければ成り立たないような気もしますが、その点はどうでしょうか。

町長 畠山菊夫 実績から見ますと、補助金は必要だと考えております。

8番 村井 昇 分かりました。まずいづらかでも利益を上げるように、頑張ってもらいたいと思います。毎月様々なイベントなどの企画で、頑張っているようですがいくら売り上げが伸びているようですが、売り上げが伸びないようですとやはりトップの交代など、また役場職員を外向させ、中身の検証と経営の改善に努める必要があると私は思います。
やはり補助金を出しっぱなしでなく、町の職員がある程度目を通して、どういう点を改善しなければいけないかということで、もう少しそういう面を考えてもらいたいと思います。
またはちらぼハウス・商店については町長をはじめ議員の皆さんも町民の声を聞いていますので、この後どのようにしていくか町長の考えをお聞かせください。

町長 畠山菊夫 午前中の近藤さんの答弁でも言ったとおり、様々な方向から検証する必要があると思っております。
とりわけ一番の問題とされている赤字問題の是正についても、引き続き改善点をお互いに見つめ直して行きたいと思っております。

8番 村井 昇 職員を外向・派遣する考えはないのでしょうか。

町長 畠山菊夫 どういう風な形で派遣するというお考えでしょうか。

8番 村井 昇 中身の従業員の仕事の内容とか、経費の節約はどのようにしているのか、そういう点に目を通す必要があるのではないかと思います。

町長 畠山菊夫 はちらぼの理事には職員も入っていて、経営内容については把握をしております。
月一回の理事会にも出席をして、いろんな提言もされています。
改善点をお互いに見つけながら、この後取り組んで参りたいと思います。専門の職員を派遣する考えはございません。

8番 村井 昇 このように赤字が続くようであれば、もう大幅な改革をしなければ今まで通りの体制と言いますか、それでは私は無理なような感じがします。第三セクターとなっております内陸線ですね、あういう風な組織の中ではトップを代えている募集してやらせたりもしておりますので、そういう面において同じ人間でなく新しい考え持っている人がいると思っておりますので、そういう形で考えてもいいのではないのでしょうか。

町長 畠山菊夫 NPO法人ですのでNPO法人の理事の話し合いの中で進めております。理事の皆さんがトップを代えるというお話は今のところございません。
町がトップを代える訳には行きません。

8番 村井 昇 理事の中で対応するということですので、そうなればまた話は違ってくると思いますので、いずれ今のままでは容易でないと思いますので、どうか新しい考えのある人からやってもらいたいと思います。
毎月様々なイベントなどを企画して頑張っているようですが、それでも伸びないのでどうしようもないと思いますが、この後少しでも良い方向に進むと期待しまして一番の

質問を終わりたいと思います。

二つ目としまして八郎潟広域保全会と八郎潟保全会のその後の状況について、お聞かせ願いたいと思います。

9月議会でも質問しましたが、八郎潟広域保全会の繰越金に対し債務不存在確認請求が提出され、もう半年近くになる訳ですが、その後、口頭弁論が行われたと思いますがどのような結果・状況になっているのでしょうか、教えてもらいたいと思います。

町長 畠山菊夫 去る11月25日に第5回口頭弁論がありましたが、前もって提出している書類についての確認と、次回の日程の確認で終わっています。
次回は令和3年1月22日金曜日の午前11時からの予定です。裁判については今のところなんら進展はありません。

8番 村井 昇 未だに八郎潟保全会より約300万円が返納されていないようですが、町が逆に訴訟を起こさなければ回収出来ないのではないのでしょうか。300万円の大きな額ですので負担するにしても誰が支払うのか知りませんが、大きな問題だと思います。
町ではこの問題に対し訴訟を起こす考えはないのでしょうか。

町長 畠山菊夫 9月定例会でもお答えしましたが、町では時期を見て、被告が原告を訴え返す反訴を考えています。
その際は地方自治法第96条の12により議会の議決が必要となりますので、どうか審議いただくことになると思います。

8番 村井 昇 議会の議決が必要となると、この議会は今日で質問も終わりますし、あと特別臨時議会ととかでかけて承認をもらわなければだめだということですが、実際ずるずる行くような感じがしまして、もっと早く決めなければ受益者にも非常に迷惑がかかると思っていますので、その点はどう思っているのでしょうか。

町長 畠山菊夫 反訴のタイミングは弁護士と相談しなければ中々出来ません。今訴えられているのが私共でございますので、その経過を見ながら弁護士と相談しながら反訴の時期を今伺っております。

8番 村井 昇 今まで一日市、真坂地区保全会より支払われた返納金がある訳ですが、これそのまま通帳に残っているか確認したことはあるのでしょうか。

議長 村井 剛 はい、千田産業課長。

産業課長 千田浩美 その通帳は当局で保管しておりますので、そのままになっております。以上です。

8番 村井 昇 中身は確認してないのでしょうか。

産業課長 千田浩美 通帳がないと引き下ろしが出来ないと思いますので、中身はそのままなはずです。

8番 村井 昇 私が思うには回収するには裁判の結果によって解決する方法よりないと思います。
年度内に解決出来ないような感じがしますが、令和元年度の繰越金がまた発生すると思います。元年度の繰越金が現在残っている訳ですが、これも発生してくると思います。
その点についてはどうでしょうか。

産業課長 千田浩美 質問の意味がちょっと分からないですけども、すいません。

議長 村井 剛 もう少し内容を詳細に語ってください。

8番 村井 昇 令和2年度の交付がまだされていないと思います。すると仮に3月31日に戻さなければ、元年度の繰越金も返納しなければならぬ可能性が、発生するのではないのでしょうか。2年度の分は払ってないでしょう。

産業課長 千田浩美 2年度の交付金については、まだ支払いはしておりません。元年度につきましては、持越金があるのは承知しております。
ただし、保全会の方で使用して行ったものと思われまます。以上です。

8番 村井 昇 元年度の繰越金はもうほとんど使ってると思います。事業をやっておりますし、する

と何と言いますか、2年度の交付金が行かなくてそれが元年度の事業が町で認めてないからまず2年度の補助金は払ってない訳でしょう。
元年度にいろいろ問題があって、2年度の交付金が払われてないと思います。すると問題があった場合、これを解決しなければまた2年度の繰越金も、もらわなければならないような状況になるのではないですか。

産業課長 千田浩美 2年度の交付金について、11月の臨時議会でも報告しましたが八郎瀧保全会の方から訴状が起こされております。裁判も絡みますのでこの件に関してはこの辺で打ち切りしたいと思います。

8番 村井 昇 2年度の繰越金に関しても裁判になるということになりますと、もうすぐ解決することは望めないと私は思います。
2年度の交付金が払われないとすると、元年度の交付金は徴収しなければならないような環境になるのではないですか。

議長 村井 剛 暫時休憩します。

(休 憩)
(再 開)

議長 村井 剛 休憩以前に遡りまして、会議を再開いたします。8番 村井議員。

8番 村井 昇 八郎瀧保全会の令和元年度の事業決算報告に対し、最終勧告として指摘された金額の返還や資料の提出を求めていましたが、回答があったのでしょうか。
回答がない場合、八郎瀧保全会の認定取り消しもあるということでしたが、どのようになつたのでしょうか。

議長 村井 剛 畠山町長。

町長 畠山菊夫 11月24日の臨時議会終了後にご報告したとおり、八郎瀧保全会が町を被告として多面的機能支払交付金交付決定の義務付け等請求事件、を秋田地方裁判所に起こしています。よって、ご質問の件についても、今後の裁判の動向次第となります。

8番 村井 昇 令和2年度の多面的機能支払交付金780万円が八郎瀧保全会に3月31日まで支払われない場合、町では県と国へ返納しなければならないのではないのでしょうか。
令和2年度分町の方で保管していると思いますが、それを3月31日を仮に経過した場合、それを返納しなければならないのではないのでしょうか。

町長 畠山菊夫 町は今年の4月から再三にわたり、前年度の交付金の支出について是正の通知をしてきております。その都度、認定取り消しもありうると通知はしております。
しかし、一切返答がないばかりか、賃金不払いがあるとすれば何を根拠に作業を行っていたのか不明でございます。
今までに何らかのアクションがあれば、いろいろ町も対応出来ますけども、アクションがありませんので今は対応出来ておりません。

議長 村井 剛 はい、千田副町長。

副町長 千田清 先程の質問で780万支払われない場合、返納するかということでございますけれども、当然町の予算にも入っております。当然支払わなければ後々返納するということになります国、県の方へ。

8番 村井 昇 まず780万円が支払われていないようです。そのため八郎瀧保全会では農道の整備や排水路の泥上げが行われていません。
また事前に交付金が支払われると思い、作業員に対しても賃金未払いが発生しているようです。一日市、真坂地区の保全会では秋の収穫が終わってから、排水路の泥上げが終了したようです。
今年も残り少なくなり、まもなく雪も降ってくると思います。そうなると作業能率も悪く作業も出来ませんし、春に一気に作業をする訳にはいかないと思います。
多面的支払交付金について、会長だけでなく役員の方皆さん全員と話し合っ解決することが出来ないものではないのでしょうか。

- 町長 畠山菊夫 先程も言いましたが、一切答弁がないばかりか、賃金不払いがあるとすれば何を根拠に作業を行っていたのかも不明でございます。
今までこちらから提出するようにお願いしても、何らアクションがありません。話し合いも出来ないと思います。
突然の裁判所への訴えでございます。この訴えについては八郎瀧保全会が臨時総会を開いて組合員の総意なのか、一部役員だけで訴えたのか分かりませんが、話し合いがしたいというのであれば、いつでも話し合いますけども、何らアクションもございません。
- 8番 村井 昇 会長に招集するよう提出を強要しても、応じないということですが会計や副会長、役員に招集をかけてご相談するのも、一つの手だと思いますがどういふもののでしょうか。
- 町長 畠山菊夫 まず町が元年度の資料提供要求しているのに対して、一切反応がございません。それに対して会長以外の皆さんに接触することは、町ではないと思います。
- 8番 村井 昇 会計もいる訳ですので、会計と話をしたことはあるのでしょうか。
- 町長 畠山菊夫 ありません。
- 8番 村井 昇 一回、会計と話をしてみる必要があるのではないのでしょうか。
- 町長 畠山菊夫 会長を飛び越えて会計と話をすることはございません。
- 8番 村井 昇 認定取り消しにならなかった場合、令和3年度の多面的機能支払交付金は八郎瀧保全会では、令和3年度分ですけどももらえるものなのでしょうか。
- 町長 畠山菊夫 裁判次第だと思いますけども、村井議員さん何をお聞きしたいのか。
- 8番 村井 昇 いずれ何と言いますか、まもなくこれが終わると3年度分の事業を起こさないと、結局地権者はもちろん土地改良区、町にとっても大きなマイナスだと私は思います。
令和2年度の八郎瀧保全会への多面的機能支払交付金780万円ほどですが、あるとないとはかなりの損失になりますので、早急に解決してほしいのが私の本音です。
もし八郎瀧保全会が認定取り消しになった場合、再び令和3年度に保全会を立ち上げることが出来るものか出来ないものか、予算がもらえるのかももらえないのか、そこら辺を教えてもらいたいと思います。
- 町長 畠山菊夫 9月定例会でも答弁しましたけども、新たな組織の相談があれば、来年度より活動ができるよう、関係団体と連携しながら全力でサポートはして参りたいと思います。
- 8番 村井 昇 はい、分かりました。最後の三つ目の質問に入りたいと思います。
八郎瀧土地改良区の事務所の移転についてお聞きします。八郎瀧町役場の新庁舎建設に伴い、八郎瀧土地改良区の事務所の場所が駐車場となる訳で、移転が必要です。
移転する時期、場所について、八郎瀧土地改良区と話し合っているのでしょうか。建物についても解体費用や新築の場合、かなりの費用がかかりますと思いますが、町ではどのように考えているのでしょうか。
- 町長 畠山菊夫 八郎瀧土地改良区の事務所移転先は、廣瀬産業株式会社の工場跡地及び建物を利用することで、土地改良区と協議が整っております。
廣瀬産業様からは、11月11日付けで土地・建物を寄附いただいております、所有権移転登記も完了しております。
今回、寄附いただいた建物の改修は必要と考えておりますが、戸村土地改良区が移転した際の支援を参考に、今後土地改良区と協議を進めて参ります。
なお、建物改修工事費用については、令和3年度中に予算を計上し、現在の土地改良区事務所の解体は、現庁舎解体と同時期に実施しますので、令和4年度に予算計上の予定でございます。
- 8番 村井 昇 八郎瀧土地改良区の組合員は経常賦課金、特別賦課金を併せますと10アール当たりの納付額が、ここ1・2年で1万円を越す金額になります。
農家・組合員にとっては大変大きな金額です。この後、事務所の移転でどうなるか分かりませんが、これ以上の負担はかなり無理な気がします。
後継者・担い手育成のために、寛大なご支援を町からお願いしたいと思います。

以上を持ちまして、私の質問を終わります。有難うございました。

議長 村井 剛

これにて一般質問を終わります。

これより各常任委員会を開いていただきます。

なお、最終日11日は午後3時から本会議を開きます。

なお、本会議終了後、今般の選挙に関する申し合わせ事項について、検討・協議をいたしますので議員の方々は残っていただきたいという風に思います。

また、選挙に関わる説明会なども関係して参りますので、総務課長の出席を求めたいと思います。以上であります。

本日の会議はこれをもって散会いたします。大変ご苦勞様でした。

(閉会 午後3時26分)

令和2年八郎潟町議会12月定例会 会議録

第4日目 令和2年12月11日（金）

議長 村井 剛 大変ご苦労様であります。
ただいまの出席議員は1名欠員の11名であります。
定足数に達しておりますので、八郎潟町議会12月定例会は成立いたしました。
これより、本日の会議を開会いたします。答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、
教育長、各課課長、会計管理者であります。
日程第1、本会議で各常任委員会に付託された議案及び陳情について、各常任委員長の
報告を求めます。
始めに、総務産業常任委員長 伊藤敦朗君の報告を求めます。

総務産業常任委員長 伊藤敦朗 (総務産業常任委員長報告 別紙報告書のとおり)

議長 村井 剛 次に、教育民生常任委員長 石井清人君の報告を求めます。

教育民生常任委員長 石井清人 (教育民生常任委員長報告 別紙報告書のとおり)

議長 村井 剛 これより各常任委員長の報告に対する質疑を行います。
まず始めに、総務産業常任委員長 伊藤敦朗君に対する質疑を行います。
質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑がないようですので、総務産業常任委員長 伊藤敦朗君に対する質疑を終わります。
次に、教育民生常任委員長 石井清人君に対する質疑を行います。
質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 質疑がないようですので、教育民生常任委員長 石井清人君に対する質疑を終わります。
これにて各常任委員長に対する質疑を終わります。
次に、各議案に対する討論並びに採決を行います。
日程第2、議案第60号 八郎潟町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、
討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決します。議案第60号について、委員長の報告は可決であります。
委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第60号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、日程第3、議案第61号 八郎潟町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討
論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決します。議案第61号について、委員長の報告は可決であり
ます。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第61号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、日程第4、議案第62号 八郎潟町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論あり
ませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決します。議案第62号について、委員長の報告は可決であり
ます。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第62号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第5、議案第63号 八郎潟町公共施設等解体基金条例の制定について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決します。議案第63号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第63号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第6、議案第64号 八郎潟町議会議員及び八郎潟町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決します。議案第64号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第64号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第7、議案第65号 令和2年度八郎潟町一般会計補正予算(第7号)について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決します。議案第65号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第65号は委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第8、議案第66号 令和2年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決します。議案第66号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第66号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第9、議案第67号 令和2年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決します。議案第67号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第67号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第10、議案第68号 令和2年度八郎潟町上水道特別会計補正予算(第3号)について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決します。議案第68号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第68号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第11、議案第69号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について、討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決します。議案第69号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって議案第69号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第12、陳情について、討論・採決いたします。
陳情 受理番号第8号 安全・安心の医療・介護の実現と、国民のいのちと健康を守るため、国に意見書提出を求める陳情について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決します。受理番号第8号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定し、意見書案に賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって受理番号第8号は、委員長報告のとおり採択し、意見書を送付することに決定いたしました。
次に、陳情 受理番号第9号 「新型コロナ対策を強化し、安心して介護を継続できるようにするために介護施策の改善を国に求める」意見書提出の陳情について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決します。陳情 受理番号第9号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定し、意見書案に賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって受理番号第9号は、委員長報告のとおり採択し、意見書を送付することに決定いたしました。
次に、陳情 受理番号第10号 75歳以上医療費窓口負担2割化の中止を求める国への意見書提出の陳情について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決します。陳情 受理番号第10号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定し、意見書案に賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって受理番号第10号は、委員長報告のとおり採択し、意見書を送付することに決定いたしました。
次に、陳情 受理番号第11号 「新型コロナウイルス感染症を教訓に感染症対策を含めた地域医療構想に見直しすること」を国に求める意見書提出の陳情について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決します。陳情 受理番号第11号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定し、意見書案に賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)
- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって受理番号第11号は、委員長報告のとおり採択し、意見書を送付することに決定いたしました。
次に、陳情 受理番号第12号 秋田県主要農作物種子条例の制定をもとめる陳情書について、討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決します。陳情 受理番号第12号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定し、意見書案に賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

- 議長 村井 剛 起立全員であります。よって受理番号第12号は、委員長報告のとおり採択し、意見書を送付することに決定いたしました。
次に、日程第13、議案第70号 八郎潟町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、を上程いたします。
江島教育長から退席お願いいたします。
(江島教育長退席)
- 議長 村井 剛 提案理由の説明を求めます。
- 町長 島山菊夫 本日提出いたします議案等の概要について、ご説明申し上げます。
議案第70号 八郎潟町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
教育長の江島廣氏は、令和2年12月31日をもって任期満了になりますので、引き続き教育長として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。
江島氏は教職員及び教育長としての職歴も長く、教育行政に精通しており、人格も高潔で教育・学術及び文化に関し、豊富な識見を有する者として提案するものであります。
なお、任期につきましては、令和3年1月1日から3年間であります。
よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。
- 議長 村井 剛 これより、議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(質疑なしの声あり)
- 議長 村井 剛 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)
- 議長 村井 剛 討論なしと認めます。採決いたします。
お諮りいたします。日程第13、議案第70号 八郎潟町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、の採決は無記名投票で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長 村井 剛 ご異議なしと認めます。議場の出入り口を閉鎖いたします。
(出入り口施錠)
- 議長 村井 剛 ただいまの出席議員は11名であります。
会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番 小柳聡君、2番 柳田裕平君 3番 伊藤敦朗君を指名したいと思います。ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長 村井 剛 ご異議なしと認め、そのように決定いたします。投票用紙を配布いたします。
(投票用紙配布)
- 議長 村井 剛 念のために申し上げます。原案に賛成の場合は「賛成」と、反対の場合は「反対」と記入して投票してください。
また、白票は「否」と認定いたします。投票用紙の配布漏れはありませんか。
(配布漏れなしの声あり)
- 議長 村井 剛 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。
(投票箱点検)
- 議長 村井 剛 異常なしと認めます。
ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いいたします。
(投票)
- 議長 村井 剛 投票漏れはありませんか。
(投票漏れなしの声あり)
- 議長 村井 剛 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。
開票を行います。立会人は開票の立ち会いをお願いいたします。
(開票)

議長 村井 剛 それでは、議案第70号 八郎潟町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについての、投票結果を報告します。
なお、私は投票いたしておりません。
投票総数10票、有効投票10票、有効投票のうち賛成10票、以上のとおりであります。よって議案第70号は満場一致で原案どおり同意することに決定いたしました。
江島教育長から入っていただきます。
(江島教育長入場)
(出入り口解錠)

議長 村井 剛 次に、日程第14、諮問第2号 八郎潟町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、を上程いたします。
諮問に当たり、提案理由の説明を求めます。

町長 島山菊夫
諮問第2号 八郎潟町人権擁護委員の推薦につき同意を求めることについて
人権擁護委員の千葉清彦氏は、令和3年3月31日をもって任期満了になりますので引き続き同委員として法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。
千葉氏は、履歴資料にありますように、人格も高潔で、広く社会の事情に精通し、多様な町民と接する機会が豊富であり、人権擁護について理解を有する者として十分な要件を満たしておりますので、推薦に当たって諮問するものであります。
なお、任期につきましては、令和3年4月1日から3年間であります。
よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

議長 村井 剛 これより、諮問第2号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
はい、1番 小柳議員。

1番 小柳 聡 これミスプリかなと思うんですけども、意見を求める、同意を求めることでなくて意見を求めることについて、と記載されてますけども同意という。

議長 村井 剛 小野総務課長。

総務課長 小野良幸 意見を求めることとございます。どうも失礼いたしました。

議長 村井 剛 他にございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)

議長 村井 剛 ないようですので、質疑なしと認めます。
討論を行います。討論ありませんか。
(討論なしの声あり)

議長 村井 剛 討論なしと認めます。それでは採決いたします。
人権擁護委員として、千葉清彦氏を推薦することとし、答申することに賛成の諸君の起立を求めます。
(全員起立)

議長 村井 剛 起立全員であります。よって諮問第2号 人権擁護委員の推薦については、千葉清彦氏を推薦することとし、答申することに決定いたしました。
以上、今定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。
これをもって、八郎潟町議会12月定例会を閉会いたします。
大変ご苦労様でした。

(閉会 午後3時42分)